

第百五十三回
国会

参議院厚生労働委員会會議録第八号

平成十三年十一月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月九日

辞任

段本 幸男君

補欠選任

田浦 直君

十一月十四日

西山登紀子君

小池 晃君

十一月十五日

大脇 雅子君

大脇 絹子君

十一月十九日

大脇 絹子君

大脇 雅子君

十一月二十日

伊達 忠一君

尾辻 秀久君

十一月二十一日

尾辻 秀久君

伊達 忠一君

十一月二十二日

川橋 幸子君

補欠選任

小宮山洋子君

出席者は左のとおり。

委員長

阿部 正俊君

理事

田浦 直君

中島 眞人君

朝日 俊弘君

柳田 稔君

松 あきら君

委員

久野 恒一君

佐藤 泰三君

齋藤 十朗君

伊達 忠一君

鶴保 庸介君

中原 爽君

南野知恵子君

藤井 基之君

宮崎 秀樹君

今井 澄君

今泉 昭君

小宮山洋子君

辻 泰弘君

若林 秀樹君

沢 たまき君

井上 美代君

小池 晃君

大脇 雅子君

森 ゆうこ君

西川きよし君

衆議院議員

津島 雄二君

根本 匠君

田村 憲久君

鴨下 一郎君

塩崎 恭久君

青山 二三君

江田 康幸君

坂口 力君

南野知恵子君

坂口 力君

南野知恵子君

南野知恵子君

南野知恵子君

南野知恵子君

南野知恵子君

南野知恵子君

南野知恵子君

南野知恵子君

政府参考人

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

岩田喜美枝君

青木 豊君

川邊 新君

青木 豊君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

岩田喜美枝君

○委員長(阿部正俊君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

児童福祉法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君外一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党・新緑風会の小宮山洋子でございます。

きょうの本題でございます児童福祉法の質疑の前に、昨日、北海道で二頭目の狂牛病の牛が見つかったことについて、厚生労働大臣に何点か伺いたいと思います。

この二頭目の狂牛病の牛が見つかったということ、消費者の不安が高まっています。まあこれまで二頭目が出ない方が不思議で、これまでは比較的年齢の低い、危険性の少ない牛が検査に出ていたのでこれからはもっと出てくることもあるという意見もございしますが、二頭目が発見された事実関係と、こうした感染の広がりへの懸念にどう対応なさるのか、大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) おはようございます。

ただいま御指摘をいただきましたいわゆる狂牛病、牛海綿状脳症が、昨日、二頭目が発見されたわけでございますが、経過を申し上げますと、十一月十九日、北海道の屠畜場で処理をされました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党・新緑風会の小宮山洋子でございます。

きょうの本題でございます児童福祉法の質疑の前に、昨日、北海道で二頭目の狂牛病の牛が見つかったことについて、厚生労働大臣に何点か伺いたいと思います。

この二頭目の狂牛病の牛が見つかったということ、消費者の不安が高まっています。まあこれまで二頭目が出ない方が不思議で、これまでは比較的年齢の低い、危険性の少ない牛が検査に出ていたのでこれからはもっと出てくることもあるという意見もございしますが、二頭目が発見された事実関係と、こうした感染の広がりへの懸念にどう対応なさるのか、大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) おはようございます。

ただいま御指摘をいただきましたいわゆる狂牛病、牛海綿状脳症が、昨日、二頭目が発見されたわけでございますが、経過を申し上げますと、十一月十九日、北海道の屠畜場で処理をされました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党・新緑風会の小宮山洋子でございます。

きょうの本題でございます児童福祉法の質疑の前に、昨日、北海道で二頭目の狂牛病の牛が見つかったことについて、厚生労働大臣に何点か伺いたいと思います。

この二頭目の狂牛病の牛が見つかったということ、消費者の不安が高まっています。まあこれまで二頭目が出ない方が不思議で、これまでは比較的年齢の低い、危険性の少ない牛が検査に出ていたのでこれからはもっと出てくることもあるという意見もございしますが、二頭目が発見された事実関係と、こうした感染の広がりへの懸念にどう対応なさるのか、大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) おはようございます。

ただいま御指摘をいただきましたいわゆる狂牛病、牛海綿状脳症が、昨日、二頭目が発見されたわけでございますが、経過を申し上げますと、十一月十九日、北海道の屠畜場で処理をされました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小宮山洋子君 民主党・新緑風会の小宮山洋子でございます。

きょうの本題でございます児童福祉法の質疑の前に、昨日、北海道で二頭目の狂牛病の牛が見つかったことについて、厚生労働大臣に何点か伺いたいと思います。

この二頭目の狂牛病の牛が見つかったということ、消費者の不安が高まっています。まあこれまで二頭目が出ない方が不思議で、これまでは比較的年齢の低い、危険性の少ない牛が検査に出ていたのでこれからはもっと出てくることもあるという意見もございしますが、二頭目が発見された事実関係と、こうした感染の広がりへの懸念にどう対応なさるのか、大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) おはようございます。

ただいま御指摘をいただきましたいわゆる狂牛病、牛海綿状脳症が、昨日、二頭目が発見されたわけでございますが、経過を申し上げますと、十一月十九日、北海道の屠畜場で処理をされました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

乳用牛、雌でございますが、六十七カ月のものがございますが、いわゆるスクリーニング検査をいたしております。エライザ法、このエライザ法によりまして陽性でございます。それで、帯広畜産大学におきましてウェスタンブロット法という二次検査、これをしたわけでございますが、これを確認検査を実施しました結果、二十一日午前、陽性と判定をしたところでございます。このため、同日午後からこの牛海綿状脳症の検査に係ります専門家会議を開催いたしまして、そして免疫組織化学検査の結果もそれに加えて専門家による検討を行い、当該のこの牛はBSEであるとの確定診断の結果を得たものでございます。

なお、この牛の特定危険部位は既に焼却されておりまして、肉類、内臓、その他、こうしたものも今後焼却処分することといたしております。市場に出すことはございません。

全体としてこれで現在まで八万数千頭ぐらゐ検査をいたしましたでしょうか。そして、ここに二例目が発見されたわけでございます。一例目があり、そして二例目がこうして出たわけでございますので、今後出る可能性としてはないとは申せません。起こり得ることであるというふうには我々も思っております。

問題は、その牛が出ましたときに、検査によってそれを一般市場に出さないという、その検査を徹底して行うということが大事だということに思っておりますし、消費者の皆さん方にも一番御安心をいただくことだというふうに思っております。

今回、こうして二例目を発見できたというのも十月十八日から実施をいたしました検査が十分に機能していることを証明しているというふうに思っております。これからは厳しくこの検査を続けていきたいというふうに思っているところでございます。

○小宮山洋子君 その十月十八日に全頭検査が始まる日に、まだ一頭目の感染ルートが判明していないのに武部農水大臣とともに坂口大臣は牛肉を

召し上がって安全宣言というのを出されました。これは何に對する安全宣言だったんでしょか。そこで召し上がった牛肉は全頭検査の前の肉なわけですよ。これに對しては消費者団体などからも時期尚早だったのではないかと意見があります。その点についてはいかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 十八日に出しました、私たち安全宣言とは言っておりませんが、これは、いわゆる安全宣言でございますが、これは、これから屠畜場におきまして屠畜をいたします全部の牛について検査をいたします、したがって全部の牛からはこの屠畜場で処理をされます牛の中から一頭たりともその疑いのあるもの、あるいはその病気がなかった、BSEに罹患したものは出ません、そういう安全宣言でございます。したがって、そのBSEという病気がなかった牛が今後出ないという宣言をしたわけではございませんで、出ましたときには消費者の皆さん方の方にその肉が出回ることはありませんという安全宣言をしたわけでございます。

お肉を食べましたのはもう少し前の話でございますが、その日に食べたわけではございませんが、マスコミの皆さんが食べてほしい食べてほしいと言ふものですから食べたわけでございますけれども、何遍か放映していただきまして光榮の至りというふうに思っておりますが、しかしこの肉はもとと安全なわけでございますから、たとえその検査前のものでありましても別に私たちは心配をいたしているわけではございません。

しかし、消費者の皆さん方はそうはいきませんので、厳しい検査を行う、特に若い牛につきましても検査を行う、すべての牛について検査を行うということ、皆さん方に御安心をいただきたいというのであの日にそういうことを発表させていただいたわけでございます。

○小宮山洋子君 次の質問は、事務方の方から農水省の管轄ということだったんですけれども、厚生労働省としても働きかけをしていただきたいと

いう意味で質問させていただきたいと思ひます。出回っている牛肉について、検査前の牛か検査後の牛かということが消費者には見分けがつかせん。大体解体されて五日以上かかると言われておりますが、肉を手にして、私もスーパーなどで買いますが、手にしたときに表示されている加工日というのはカットされた日付で、解体日とか出荷日の表示はございません。中には消費期限しか表示していない店も多くて、消費者はその全頭検査の後かどうか見分けがつかせん。

ということ、一層の安心を図るために、検査前の牛肉の全量を回収する必要があるのではないかと思います。これは農水省の管轄ということですから、厚生労働省としてもぜひ安心のためにそういう働きかけを大臣にさせていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 御指摘のように、ここは農林水産省の方のお仕事の範囲でございますけれども、十月十八日に我々検査を開始いたしました、それ以前の牛肉というのは若干残っていたものがございまして、これにつきましては全部農林水産省の方で市場に出ないように手を打っていただきました。したがって、現在出回っている牛肉の中には検査をしない牛肉というのはいないというふうに思っております。現在スーパー等で出回っております牛肉の中にはその前のものはないというふうに思っています。

ただ、これは今、備蓄されているわけでございますから、これを今後どうするかということを決めていかねばならないというふうに思っております。そこは、鋭意、農林水産省の方でこれを廃棄処分するのかどうかということについては御議論をいただいているところというふうに聞いておりますので、我々としたしまして、この十八日以前の肉が現在の肉と同じように出回らないように農林水産省の方にもお話を申し上げているところでございます。

○小宮山洋子君 もう一点だけこの狂牛病関係で伺いたいと思ひますが、とにかく九月十

日に感染の疑いが明るみに出てから行政の側の不手際とか後手後手に回った対応というのが不信感を招いているのだと思ひます。半年前に日本は安全と言いつつE.U.からの忠告を拒否されたその方の責任はどうなっているのかとか、五年前に行政で禁止していた肉骨粉を相変わらず使っているとか、消費者の不信感というのは本当に根強いんだと思ひます。

とにかく感染ルートの説明がまず第一だと思ひますし、不信感を払拭するためにはさらなる安全対策が必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 感染ルートの説明というのは、言うはやすくしてなかなか難しいものだというふうに思ひます。特に、一頭とか二頭とかという非常に少ない感染牛でその感染ルートを明確に早く出すということはなかなか難しい話であるというところは私も十分にわかつているつもりでございますが、しかし消費者の皆さん方からすれば感染ルートを明確に早くしてほしいというお気持ちがあることも十分わかるわけでございますので、その解明のために農林水産省と我々も協力をいたしまして当たりというふうに思っているところでございます。

それから、今後安心をしていただきますためには、やはり厚生労働省の方で出しております検査体制、これを今後徹底してやっていくということが大事だと思ひます。皆さん方に御理解をいただくと、やっておりますことをあらゆる機会を通じて皆さん方に知っていただくように努力をしているところでございますし、これからしたいというふうに思っているところでございます。

○小宮山洋子君 それでは、きょうの本題の児童福祉法改正の方の質問に移らせていただきます。まず、認可外保育所について今回の一つの核だと思ひますので、その点について伺ひます。

大和市でのスマイルマムの死亡事故などへの対応として、さきの通常国会にまず民主党として認

可外保育所を届け出制にする児童福祉法改正を提出いたしました。残念ながら審議には至らなかったわけですが、今回の与党提出の改正案の中にも盛り込まれております。

今回の法律の中で、届け出、監督の強化、改善勧告などが盛り込まれておりますが、これは具体的にどのように進められるのか、だれがするのか、十分な人員配置があるのか、実効性を上げるためのその具体的なやり方を伺いたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 認可外保育施設への指導監督は従来から都道府県が市町村の協力を得て行っていました。そのことは認可外保育施設指導監督指針において定めておりまして、その指針に基づいて自治体で実施をしていただいたところでございます。

主体は都道府県でございますが、市町村の協力がいかに得られるかというところが指導監督体制を確立するに当たっては非常に大事でございまして、そういうことから今回の改正法においてはその旨が規定されているというふうに理解をいたしております。

改正法が成立いたしましたら、都道府県が立入調査を行う際に市町村の保育士あるいは保健婦の同行を求めるということもできるというふうに思っています。また、認可外保育施設から報告を都道府県が受けまされども、それに基づいて情報公開を行うわけでございますが、その情報公開を図る際も市町村において広報などで協力をいただけるのではないかとこのように思っております。

都道府県の体制については基本的には従来の体制で対応できるのではないかとこのように思っております。ポイントとは市町村との協力体制をどういうふうに確立するかという点ではないかというふうに思います。

○小宮山洋子君 届け出をして監督を強化するからにはもともと国からの補助などがあってよいのではないかとこのように思いますが、認可外保育所への支援についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育についてはそのサービスが安定的に継続されるということが大事でございますし、また質が確保されるということが大変重要であるというふうに思っています。保育の提供は認可保育所が基本であるというふうに思っております。そういう考えから、認可外保育施設の運営に対して補助制度を創設すること、認可保育所の最低基準と別のいわば公費支出のダブルスタンダードを設けるということで、適当ではないというふうに思っております。

認可外保育所の運営費助成はそのような考えのもとで行っておりますけれども、例えば認可外保育施設の保育士の研修についてはこれまでもやっておりまして、また十四年度の概算要求におきましては認可外保育所の保育士の健康診断のための経費助成なども要求を行っております。そこでございます。そういうような形では認可外保育施設に対して必要最低限の支援はやっていきたいというふうに思っております。

○小宮山洋子君 今、保育所全体の中で認可外が占める割合はどれくらいなんでしょうか。

それで、今、厚生労働省としてはよい認可外の保育所は認可をしていく方向と伺っていますけれども、どれぐらいの認可外がこれまで認可になったのか、これからそういう方向で進められていくのか、そうしたことを伺いたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 全国で認可保育所は二万二千二百九十九カ所ございまして、そこで百九十二万一千人の子供さんが育っております。認可外保育施設は、事業所内保育施設を除きますと、施設の数では五千八百五十五カ所、入所児童数は十六万九千人ということでございます。

それと、今、先生のお尋ねの認可外保育所の認可化への移行の実績、あるいはその支援対策についてでございますが、認可外保育施設はその質など千差万別でございます。悪質なもののについては指導監督を今回の法改正を契機にさらに一層徹底をするということでありまして、一方で少し努力をしていただければ認可になれるという、そういう

う良質なものについては認可への移行をさらに促進してまいりたいというふうに思っております。これまでも設置主体制限の撤廃などの規制緩和を行ってまいりまして、その効果もあり、認可保育所の移行が進んでおります。設置主体制限の撤廃を行ったのは昨年の三月からでございますが、それ以降、本年の九月末日までに六十一カ所の無認可保育所が認可保育所に転換をしているところでございます。

また、十四年度の概算要求におきましては、質の高い認可外保育施設が認可化されるような必要の支援ができるように、財政的な助成も含めて必要な支援ができるように概算要求に盛り込んだところでございます。

○小宮山洋子君 小泉総理が保育所の待機児童をゼロにするということをお信表明演説でも言われて、小泉内閣の大きな一つの方針になっております。三年かけて毎年五万人ずつ、合わせて十五万人、保育所で受け入れる子供の数をふやすということが政府の方針になっていると思えます。

私自身も三人の子供を保育所で一緒に育ててもらってまいりましたので保育の問題にいろいろなかかわってきていますが、これは言うはやすくてなかなかふやすというところは難しいことだと思っております。今回の法改正も受けてどのように具体的に取り組んでいかれるのかを大臣に伺いたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 待機児童をなくしていくというのは、御指摘をいただきましたように、なかなか難しいことだという認識は私たちも実は持っております。

ちょうど二年前ぐらい前でございますが、待機児童が三万二、三千人というふうに思いましたがございまして、そしてそれに対します予算を組んでいただいて三万五千人ぐらいの新しい人たたちを増加させていただいたわけでございますけれども、やつぱりそれが済みましてまだ三万二、三千人の新しい待機児童が生まれておりまして、なかなか思った数字のように進まないというふうに考

えているわけでございます。

そうした中でございますが、今回、三年間で一年間五万人ずつ、そして全体で十五万人という人数を出しましたのは、現在の待機児童から比べれば非常に大きい数字でございますが、次から次へとまた新しい待機児童が出てくるという状況を前提の上に立つて十五万という数字を出したわけでございます。しかし、数えふやせばいいというわけではございませんで、その質もまた問われるわけでございますから、質、量ともに充実をさせていくという作業が同時進行しなければならぬというふうに考えているところでございます。

そうした意味におきまして、これからあらゆる角度から児童の安全、そして児童に対する育児、教育、そうした全体的な面から取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

○小宮山洋子君 私は、今回の改正の中で一番疑問に思うというか問題だと思っておりますのは、やはり公有財産の貸し付けなども含む公設民営、これを推進していくという意味の文言が盛り込まれることにあるのではないかとこのように思っています。今、大臣がおっしゃったように、量をふやすことも必要ですが、質をきちんと守らなければいけない。

児童福祉法の精神は第二条にあります「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」ということにあると考えるのですが、こういう精神の法律にそうした公設民営といった観点を盛り込むことには違和感があるんですけれども、大臣はその辺はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(津島雄二君) 提案している法律案にかかわる点でございますので、私から御答弁させていただきます。

委員御指摘のとおり、児童福祉法におきまして市町村が保育の実施責任を有する、これはもうそのとおりでございます。この場合に、それぞれの地域の多様な事情に応じてベストな仕組みでやっ

ていく必要がございますから、保育サービスの提供そのものを市町村で行うということを前提としていくものではございません。

これをもう少し敷衍して申しますと、委員御承知のとおり、全国それぞれの地域でいろいろな問題を抱えております中で、例えば都市部におきましては需要が増大する、ところが土地、建物の確保が非常に困難だといふあれがございます。こういう場合は公有財産の貸し付け等を通じて多様な事業者の能力を活用した方がいじやないかという意見がだんだんと強くなっております。また、急速な需要増大に対応するために設置主体制限を撤廃して多様な事業者の参入を促進することが必要であるという意見も強いわけでございまして、この場合には逆に公立保育所の場合の職員定員管理というような問題も一つの難しい制限になつてしまふという面もございまして。

したがいまして、委員も全国の自治体の首長のお話をお聞きになればすぐおわかりだと思ひますが、私も日々言われておりますのは、私のところはぜひとも民間の人にさせてもらいたい、こういう御意見が強いわけでございまして、その点を十分御理解をいただきたいと思ひます。

○小宮山洋子君 この第五のところにあります「保育需要が増大している市町村」というのはどれぐらいあるのか。

それで、現在既に民間での運営、それから建物の貸与というのは何件ぐらいあるのか。

現行でも行えるのに、先ほど私が申し上げた児童福祉法に盛り込まなくてもいいのではないかと申うんですが、それは厚生労働省の方の見解を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育需要の具体的な増減を個々の市町村ごとに把握しているわけではございませんけれども、平成十二年四月一日現在で待機児童が百五十人以上いる市または区、こういうところは保育需要が大変ふえていて供給が追いついていないところであらうかと思ひますが、これが五十七カ所ございまして、都市部を

中心に保育需要が増大している市区が相当数あるというふうに考えております。

公設民営方式の保育所の現状ですけれども、建物の貸与によるものが約百件、業務の委託によるものが約二百六十件ございまして。

続きまして、わざわざ法律に規定することの意図は何かというお尋ねについてでございますが、その公設民営方式を進めることの必要性についてはたゞいま提案者から御説明があったとおりでございますけれども、これは一厚生労働省だけの方針ということではございまして、例えば本年三月三十日に閣議決定しました規制改革推進三カ年計画でも公立保育所の民間委託の活用を促進がうたわれましたし、また本年六月に出されました男女共同参画会議の提言、それを受けた七月の閣議決定でも公設民営方式の重要性が強く指摘されたところでございまして。

先生御指摘のとおり、改正法の根拠がなければ公設民営方式を実施することができないということではございませんけれども、保育需要の増大に適切に対応していただく国としての問題意識を法律上明らかにしていただき、保育サービスの提供拡大に資する方法を法律上明記していただくということは市町村に適切な対応を求めることで大変効果的で意義があるというふうに考えております。

○小宮山洋子君 提供拡大とおっしゃいましたけれども、先ほどから申し上げているように、やはり質が問題だと思ふんですね。

今挙げていただいたように、かなりのところで既に公設民営で行われておりますが、全国の各地で保護者の間で保育の質の切り下げになるのではないかと不安が現に起きているわけです。厚生労働省に何うと、国の認可基準はクリアするのだから切り下げではないとおっしゃるんですけれども、各自自治体では独自に上乘せをして良質な保育を提供していた、その部分は民営にする中で切り下げられる、実質切り下げになっているというケースがあるわけです。

例えば大阪の高石市、ここでは六つの公立保育

所のうち、来年、二〇〇二年の四月から東羽衣保育所を民営化するということ。保護者との話し合いが一回持たれたんでしようか、うまくいかない中で裁判が起こされている。その原告の一人のお子さんはアレルギーを持っている。

この件については厚生労働省はどのように把握されているでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) お尋ねの大阪府高石市については、公立保育所の一カ所を来年度から民間移管するという市の方針があるというふう聞いております。保護者の理解を得るために相当回数の説明会を設けまして保護者の不安への対応を行っているというふうに承知をいたしております。

そして、説明会で示されました市の方針によりまして、一年間は市立保育所としての配置基準に準じた職員の配置を行うということ、二年目以降は国の最低基準よりは高い水準で、しかしながら現行の市立の保育所の水準よりは低い水準といひましようか、その中間的な水準で移行したいということとで今保護者の理解を求めているというふう考えております。

○小宮山洋子君 やはり民営化の中で、今おっしゃったように、これまで一歳児は子供六人に保育士一人という国基準よりもよい四人に一人だったものが、今御説明のとおり、一年目はそのままだけれども翌年には五人に一人になり、その先はわからないというふうに言っているわけですね。

また、高石市の場合は、看護士、栄養士が各保育所に正規の職員としてこれまで配置されていまして、それで、アトピーのお子さんの食事、そこを減らすというのではなくて、見た目は変わらないような代替食にしていこうという非常に心のかもった細やかな質の保育が行われていたということがあります。それから、あと障害乳幼児に対する療育システムというものもあって、担任のほかに障害児加配の一名がいて個々に必要な援助を行っている。あるいは、これから保育所は子育て支援ということで、虐待防止のことなども含

めて、在宅のお子さんへの支援も必要わけですけれども、育児教室とか園庭開放など、そのための加配の保育士も配置されている中で、六つの公立の保育所の中でも一番多い、二〇〇〇年度だけで千組を超える利用者がこうしたことにもあった、このようなことが行われていたわけです。

それから、今回、民間になると保育士の方がみんな切りかわるということを保護者の方は心配していらして、私も小さい子供を預けていた経験がありますけれども、担任の先生がかわっただけで子供は行きたくなくなるわけですね。それが全部の先生が入れかわつてしまふ。

今申し上げたような実質的なこういう質の切り下げ、それから子供たちへの影響ということが民営化の中で出てくるんだと思ひますけれども、こうした点はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 何が保育の質かということをもまず考えてみたいというふうに思ひますが、一つは、施設の面積ですとか保育士の人数ですとか、そういうものを最低限の面積なり人数を確保していただいて質のいい保育サービスをやっていただくということだといふふうに思ひますし、もう一つは、利用者のニーズにこたえた多様なサービスがどれだけ提供できるかという、そういう面での保育の質もあるというふうに考えております。

前者の保育の質につきましては、国としては、公立、民営を問わずに児童福祉施設の最低基準の遵守というのが義務づけられておりますし、また保育の内容といたしまして、保育所保育指針というものを定めておりまして、これを遵守していただくということが基本的に重要で、そういった意味で最低限の基本的な保育の質は経営主体がいかなるものであれ担保されるというふうに考えております。

また、延長保育ですとか特別保育ですとか、これは全国的に見ますとむしろ公立保育所よりは民営の保育所の方で頑張っておられるという実情もございまして、そういう多様なニーズにサービ

すがどれほどこたえられるかといったようなことも保育所の質の判断に当たっては重要な視点ではないかというふうに思っているところでございます。

○小宮山洋子君 今私が伺った中身とお答えはちよつとすれ違っているように思います。

民営化される場合、やはり今保育所の必要な経費のうちの八割が人件費です、そういう意味ではやはり質が、今私が申し上げたような障害児とかあるいは一般の方とかアトピーの方とかそういう方への、そこにいる子供一人に対する質が落ちるのではないかとこのことを申し上げているんです。

私が聞いているところでは、この高石市の場合、昨年九月に民営化が決められて、市の説明会があったけれども、ここでは、先ほどたびたびとおっしゃいましたけれども、一方的に民営化をするという通告であつたと。住民投票の署名を集めたけれども、これも市議会で却下されて、ことしの八月に東羽衣保育所が民営化されるということが特定され、九月にこの保育所の保護者が原告になつて裁判を起こして、今月、第一回の公判が行われたということです。

保育所の運営をだれがするかというのは大阪府が決めて、実際の運営を市が行うことだと思ふんですけれども、国としてもやはりこうした事態に責任があるのではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育所の運営形態をどうするかというのは専ら当該市の判断であるというふうに思ひますけれども、特に新設をする場合ではなくて既存の公立の保育所を民営化するというに当たっては、先生おっしゃいますように、やはりそこに在籍している子供たちのこともございますから、それは保護者の理解を十分得て進めるということは必要であるというふうに思っております。

相当数の回数と申しましたのは、私どもが報告を受けているところによりますと、今日まで六回

程度保護者に説明会を開いて理解を求め、理解が得られつつあるというふうに報告を受けているところでございます。

○小宮山洋子君 一番問題なのは、今もおっしゃったように、保護者にきちんと情報を公開して納得を得る努力が行われているかということだと思ふんです。私が聞いているところでは、今、局長がおっしゃったように多くの方の理解が得られているとは聞いていません。民営化に反対という署名が四万五千の市の中で二万以上集まっているという現状があるわけです。

私は、今、高石市のケースを例として伺ったわけですが、各地でさまざまな問題が起きていると聞いています。このような現状があるのに、公設民営をさらに後押しする条項を今回の改正で児童福祉法に入れるということは、質が切り下げられるという意味で私は疑問を持っております。特に、子供につきましては、子供にとつてのよりよい保育という視点が必要だと思ふんですね、そこにいる一人一人の子供を中心に置いた。それが欠けているのではないでしようか。

その質を担保するために、前回の児童福祉法改正、これには私は審議会の委員としてかわりましてたけれども、その中で措置から契約が変わったときに懸案になつてた、適切な情報がきちんと提供される、あるいはそこで行われている保育の質がきちんとチェックできる、そのような第三者による評価が必要だということをずっと申し上げてきたんですが、この点については少し来年度進むことがあつたと伺っていますが、どういうふうになつていくのでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、保育所についての情報開示、情報公開でございますけれども、児童福祉法に基づきまして市町村、そして保育所の経営主体それぞれが情報提供を行つておりまして、本年二月からはインターネットを使つた情報提供も始めておりますので、利用者にとつて必要な情報を使つていただきやすい形で情報提供

を進めてまいりたいと思つております。

また、保育の質を一層向上させるため、また利用者が適正な選択ができるようにするために、保育サービスの内容などについて第三者が公正かつ専門的な立場から評価をし、その結果を公開する仕組みが重要かというふうに考えておりまして、十四年度から第三者評価システムが実施できますよう、昨年度、今年度、研究会を設けてその具体化に向けて今検討を進めているところでございます。

○小宮山洋子君 私は規制改革については、経済的規制についてはほとんど進めるべきだと思ひますけれども、暮らしの安心、セーフティーネットという部分はきちんと守らなければいけないと思つています。福祉の質を確保するためには、やはり競争原理、市場原理に任せるだけというわけにはいかないと考えるんですけれども、先日、予算委員会でも坂口大臣はこの趣旨に沿つた御答弁をいただいたので、福祉についての規制改革は一線を画して行ふべきだと言つていただいたと記憶しています。

今の高石市の状況を聞かれてどう思われるか、保育の規制改革についてはどのようなお考えで進めていかれるかを、これは大臣に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) この保育所の民営化につきましては、もう二、三年前からいろいろと取り組んできたところでございます。

それで、公営と民営とはそれぞれ持ち味が違いますし、いいところ、そしてうまくいかないところ、双方に私はいろいろあると思ふんですね。公営の場合にはなかなか、例えば時間延長をしてほしいということを言ひましてもなかなか時間延長ができなかつたりとか、いろいろのことがございましてうまくいかないというようなことがございましていろいろと、必ずしも公営だからすべてがうまくいっているというわけでは私はないというふうに思ひます。また、民営の方ににつきましても本当に一生懸命取り組みをいただいております。

まして、そして大変地域の皆さんから感謝をされている民営のところもあるわけでございますから一概になかなかこれは言えないわけでございます。

ただ、民営化を進めていくに当たりますと、しかし民営化になりましたも質を下げてはならないことだけは事実でございまして、そこをどうしていくか。民営化にしました場合に、今、市町村におきまして、すべてをそれじゃ民営化にしたから民間にだけゆだねていけばいいというふうにお考えになるのではなくて、やはり支援をするところは今までどおり支援をしながら民間の皆さん方の御協力をいただくというふうなことも私は大事ではないかというふうに思つております。

今まで保育所というふうにいいますと、株式会社でありますとかあるいはNPOでありますとか、あるいはまた農協でありますとか漁協でありますとか、そうしたところは今までこれはできなかったわけでございますけれども、そうしたところが中心になつておやりのをいただいてもいいということにしたわけでございます、そうしたことはその質を高めるという意味で私は役立つということもあり得るのではないかと、したがひまして民営化をするということ自体が決して悪いことではない、それをその後どう運営をしていくかということについては知恵を絞らなければならぬということではないかというふうに思つております。

○小宮山洋子君 私も民営化が全部悪いと言つてはいるわけではなくて、その質を保つこととやはり保護者の納得が必要で、そうした取り組みをしっかりしていただきたいと思つております。

そして、去年から民間参入できるようになつたわけですが、どれぐらいの民間が果たして参入しているのか。先ほど申し上げたように、運営費の八割が人件費です。それで、多様なニーズにこたえるといひますけれども、ニーズにこたえられていないゼロ歳児、低年齢児、夜間などはコストがかかつて採算が合わないわけです。本当にニーズに合つた保育が民間参入でふえるのかどう

か。これは南野副大臣に伺いたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 御質問でございます。

保育についてのベテランな小宮山先生でござい
ますので、もうそこら辺は御存じの上だろうとい
うふうに思っておりますが、私の民営化に対する気
持ちといたしましては、やはりフレキシビリ
ティーが子供との生活の中には必要になってくる
だろう、どのようなことが起こるか分からない子
供さんをお預かりすることについては、やはり仕
事の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化と
いうのが必要だろうと思っておりますので、ニーズは高
まってくると思っております。

○小宮山洋子君 それから、今回の改正の中で保
育士の名称独占が盛り込まれていきますけれども、
現在、児童虐待への対応とか子育て支援の核とし
ても保育所、保育士の皆さんへの期待が高いわけ
です。スーパーバイザー的な機能も求められてい
る中で、これまでも養成課程が二年でいいのか、
四年制が必要じゃないかということもずっと言わ
れてきたんですが、この点は提案者はどのように
お考えでしょうか。

○衆議院議員(田村憲久君) 御質問いただきまし
てありがとうございます。

今回の我々の改正案はもちろん保育の質を高め
ると、先生おっしゃられるところでございまし
て、そういう意味からいたしますと先生の御指摘
の点、大変重要な点であろうと思っております。ただ同
時に、保育は大変現場が重要でございまして、保
育現場の対応がどうなるか、それから保育士養
成の体系自体がどのような影響が出るか、こうい
う部分をやはり十分に検討をしていかないこと
にはなかなか早急には導入できないであろうな、こ
れからもしっかりとその部分は検討していく課題に
なってくるであろう、そんなふうになっておりま
す。

ただ、保育士自体の質を高めるという意味から
いたしますと、現在も児童虐待等々への対応であ
りますとか、また子育て支援等々、今回、保育士

自体にも相談業務というものを規定いたしてあり
ます。ですから、それへの対応という意味では、
それぞれの機能強化の意味でいろんな研修をして
いただくということでございまして、それはいろ
んな関係機関等々に、今もお話ありましたけれど
も、国の方から助成をいたしてございまして、その
ような部分で対応をさせていただきたい、その
ようなふうになっております。

○小宮山洋子君 時間がなくなりましたので、最
後に大臣に幾つかの点をまとめてちょっと伺いた
いと思うんですが、最初におっしゃったように、
幾らニーズにこたえるようにしても、どんどんど
んと新しいニーズが出てきてしまう。これは対
症療法だけでは無理で、前回本会議でも申し上げ
たように、今の働き方を改めていく、女性も男性
ももっと家族と向き合えるような働き方にしてい
く、同一価値労働同一賃金ということも、せつか
く厚生省と労働省が一緒になられたので、大臣が
お考えになればできることだと思っております。基
盤を整備して多様な働き方ができるようにしてい
くということが過剰な保育需要を抑えることにな
るのではないかと、その一点。

それから、児童福祉法の改正、これまでも何回
も行われてまいりましたが、前回の改正のときに
も、例えば福祉の対象として、保護の対象として
子供を見るのではなくて条約にも批准した子供の
権利を認めるものにしてほしいということを含め
てたくさん課題が残っております。当時の児童家
庭局長は、百メートル競走ではなくて、リレーで
バトンを渡すように次々必要な改正は行っていく
とおっしゃったんですけれども、そのあたりが行
われていない。

児童福祉法のこれからの改正のあり方について
もあわせてお答えいただいて、私の質問を終わら
します。

○国務大臣(坂口力君) 前半の過剰にならないよ
うにするためには男女の働き方、そして社会全体
の構造の変革ということが大事でありますことは
御指摘のとおりというふうに私も思います。

これはぜひ進めていかなければならないわけで
ございまして、いわゆる職場におきます勤務のあ
り方、そして男女における格差の是正、これらが
中心でありますことは論をまちませんが、それだ
けではなくて、会社及び社会全体の変革の中で子
育てというものを男女がともにこれを受け
持つてやっていく、そしてみんなで、社会全体で
これを支えていくという気風というものをづくり
上げていかなければならないというふうに思っ
ております。そのためにやらなければならぬこと
はたくさんございまして、これからワークシエ
アリング等の話し合いになりましたときにもそうし
たことは大きなテーマの一つになるのではない
かというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つの方の子供の権利のことに
つきましては、今まで部分的にはいろいろの分野
でこれを取り上げてきておることも事実でござい
ます。

例えば、児童は心身ともに健やかに育成される
べきであるといったようなことを中心にいたしま
して児童福祉法の中にも位置づけられておりま
すし、それから児童虐待の問題等につきましても新
しい法律をつくりましたとか、さまざまな分野
で新しい試みがなされていることも事実でござい
ますが、しかしこの精神は、今までこれこれを
やったからそれでもないというわけではござい
ませんで、さらに児童福祉法の中に盛りされてお
ります精神というものを前進をさせるための努力と
いうのは絶え間なくこれは続けていかなければな
らないものというふうに考えている次第でござい
ます。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、質問する前に、きょうは津島前大臣がい
らっしゃっております。出産育児一時金の無利子
貸付制度の決断で今たくさんの方が喜ばれており
ますので、その御礼をまず申し上げたいと思いま
す。
それでは、質問に入らせていただきます。

時代の変化、多様な生き方やライフスタイルに
より女性の社会進出も著しくなっております。し
かし、現実にはそれだけではございません。今まで
は日本の男性は一人で家庭を支える大黒柱であり
ました。しかし、今は社会のいろいろな状況にお
いて、リストラがあり、また先ほどワークシエ
アリングなどという話も出ておりましたけれども、
いろいろの状況のもとで男女がともに働かなけれ
ばならない時代、夫婦がともに働いて家計を支え
なければならぬ時代に入っております。しか
し、残念なことに、今、日本の社会の構造は、そ
の中で女性が子供を預けて働ける社会構造には残
念ながらまだなっていない、確立されていない
というのが現状であるというふうに私は思ってい
るところでございます。ですから、そういった中で
今回の改正法も出てきたのであるというふうに認
識をしているところでございます。

保育所は平成九年の改正から契約施設となつて
いるものの、神奈川県下では、横浜市では平成十
三年四月現在で保育所への待機児童は千七百五十
八人を数えております。また、川崎市でも千八百
十四人、全国では三万三千人という数字が報告を
されているところでございます。私の地元の横浜
や川崎はワーストワンとかツーとかいう残念な数
字が出ていられるところでございます。公設公営で保
育所を整備されればもちろんこれにこしたことは
ないわけでございますけれども、現実では財政的
にもそんなに簡単にはいかないということがあ
るというふうに思っております。

こういった現実を解決する方法として、もちろ
ん福祉のセーフティネットの確立、またその質
の確立、こうした上で私は公設民営化には賛成で
ございます。そして、多くの子供たちが保育所に
入れて、しかも安心して御両親が働ける、これは
少子化の時代にどうしても進めなければならぬ
政策だと私は思っております。先ほど申し上げま
したように、もう夫婦がともに働かなければなら
ない時代に突入しているわけでございますから、
これは現実問題、こういうふうにしていかなく

ばならないと思っております。

認可外保育所で事件が起こっております。私の地元のスマイルママ大和の事件も、ちびっこ園の事件も非常に残念な事件でございますけれども、こういうことが起こっているわけでございます。

ですから、国の定める施設や人員配置等の最低限の基準を満たした公立、私立の保育所で、ここはその基準を満たした保育ができるように国や自治体から運営費が出ているわけで、保育料は世帯の収入によって国で基準が決まられている。認可外の保育所となると、ところがそうはいかず、いろんな事件が起きていると。安心した施設が欲しい。

そこで、今回の公設民営の保育所でございますけれども、先ほど伺ったところによりまして認可の保育所に限られるということでございます。そして、その公設民営の保育所は、運営が民間であつて基準や施設は認可保育所の基準を満たしている施設ということであれば、私はこれはいい方法であるというふうに思っているところでございますけれども、公設公営と公設民営ではどこがどのように違うのか、あるいは公設民営にするところ、この違いについて発議者の方に教えていただきたいと思ひます。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党の江田でございます。

公設公営と公設民営の違いということに関して、基本的には、先ほど申されましたように、公設公営は地方公共団体が設置してかつ運営するものであるのに対して、公設民営というのは、公有財産の活用などにより地方公共団体が一定の関与を行いつつ、社会福祉法人を初めとした多様な事業者が運営を行うものであるということでございます。

まずはそういうことでございます。

○松あきら君 この公設民営化は、先ほど小宮山先生からもお話がございましたけれども、これを進めていく上でいろいろな利点も出てくるという

ふうに私は認識しているわけでございますけれども、児童福祉法二十四条によれば「市町村は、」保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ」とあります。

保育所を設置するのは地方自治体の仕事で国が口を出すべきではないという意見もありました。これについてはどのような御見解かなというふうに思うところでございます。

また、こうして公設民営保育所がふえまして、公設公営の保育所は今後どうなるのでしょうか。これからも増設していただけるのでしょうか。それとも増設は打ち切りになるのでしょうか。

実は、新エンゼルプランの目標値は平成十六年で一万一千五百カ所、年間約五百カ所を見込んでいます。私は、きのう、実はこれは国民生活でもちょっと申し上げたんですけれども、来年度の概算要求ではそれを上乗せして一年で八百カ所ふやす、こういう目標があるんです。でも実態は既にもう年間七百五十から八百カ所ふやしているんですね。ですから実態は追認している程度だというふうに思うわけです。

ですから、設置箇所を引き上げていくためにはさらに目標値を上げていかなきゃならないと、私はこういうふうに思っているわけでございますけれども、こういう点を含めて今の御見解を伺わせていただきたいと思ひます。発議者で結構です。

○衆議院議員(江田康幸君) 公設公営にするのか公設民営にするのかという点についてですが、そういう需要の増大を見込みながらその市町村がいわゆる政策判断をしていくというのが、児童福祉法の第二十四条第一項によつてこの保育所をどのような形態にしていこうかというのは市町村がこれを判断していくようになっておりますので、そのような地域ごとの需要に対応してその市町村が判断して、公設民営を増加させるのか公設公営でいくのかというのを判断していただくということになろうかと思ひます。当然、その需要を認識しな

がその形態を進められていくものと考えております。

○松あきら君 そうすると、別に打ち切りにするとか何とかじゃなくて、それぞれの自治体で考えていただく。

これは私、厚生労働省にお願いでございますけれども、先ほど申し上げましたように、ぜひ目標値を上げて公設公営の方もきちんと数をふやしていただきたいと、これはお願いでございますけれども、ぜひそのように、総理ももう所信表明でもおっしゃっているわけでございますから、ぜひお願いしたいと思ひます。

公設民営の保育所における保育料はどのようになるのでしょうか。やはりこの点が一番主婦にとつて心配、女性にとつて心配でございます。やはり民営というのは、普通で考えても民営というのはもうけ主義じゃないかなと、ちよつとこういうふうにも思つてしまふんですね。ですから、そのお金に対してよい保育ができないというような声もあります。ですから保育の質に関して心配するわけでございますけれども、この点はいかがでございますでしょうか。発議者で結構でございます。

○衆議院議員(江田康幸君) 保育料というのは各市町村において定められておりまして、市町村であれば、運営主体のいかんを問わず、所得に応じて同一の保育料となるということでございますので、御心配は要らないかと思ひます。

また、同じく運営主体のいかんを問わず、児童福祉施設最低基準また保育所保育指針の遵守が求められているものでございまして、基本的な保育の質は、先ほど申されているように、確保されるべきものと考えております。

また、あわせて保育の質が確保されるように、都道府県等による指導監督が適切に行われていることも重要でございます。これらを通じて保護者の方々の御理解をいただいくことが大切であるかと存じます。

○松あきら君 お金のことはわかりましたけれども、

も、ぜひその質ということを確立していただきたい、質を落とさないようにしていただきたいというふうに思ひます。

東京都において認証保育所という施設を始められました。なかなかこれは好評であるというふうな同僚もおりますけれども、横浜にもともと横浜保育室という、そういう施設がございます。これはどのような施設と把握されておりますでしょうか、伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(江田康幸君) 質問に直接答えられるかどうかわかりませんが、まずどのような施設であるかと認識しているかということでございます。

東京都認証保育所というのは、もちろん認可外保育所であるかと思ひますが、その認可外保育所に対して東京都がある一定の認証要件を満たしておればその認証をする、また助成を行うということであるかと思ひます。

その認証要件については、設営、運営に関する基準は認可保育所とはほぼ同等であること、また直接契約で保育料は一定範囲で自由設定、そして駅前設置でゼロから二歳児受け入れ数は定員の五割以上であること、二時間以上の延長保育を実施すること、こういったことが認証要件になっているところでございます。そしてその補助は、補助額としては認可保育所と同程度ということになっております。これは国庫負担はございません。

設置状況としましては、平成十三年十一月現在で目標を上回る十五カ所、そのような設置状況であるということでは伺っております。

よろしいでしょうか。

○松あきら君 つまり、お金を出していただいで、公設公営が少ないですから東京都がこういう判断をして、また助成をしていただくということに対して喜ばれているわけなんです。今まで、認可保育所になると規制がいっぱいありますよね。ですから、夜も遅くまでは預かってあげられない、いろんなことがあつてあえて無認可にしているところが私の地元なんかでもあるん

ですね。ですから、そういう意味でこの認証保育所というの、多分本当に皆さんのニーズに合わせているから喜ばれていると思うんです。

こういった質のよい、皆様のニーズに合せている無認可の保育所は今後どうなるんでしょうか。これも発議者の方におわかりになれば、もしそうであれば厚生労働省、どちらでもよろしいです。お願いいたします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 認可外保育施設は、その質はさまざまでございますけれども、中には、今、先生がおっしゃいましたように、例えば乳児保育ですとか夜間保育ですとか、なかなか認可の保育所では十分な対応ができていないところをそれにかわってやっていただいているという面もあるというふうに思います。原則としては、そういう良質なところについては、一歩頑張っていたら、それを私たちも応援したい、助成したいというふうに思っておりますので、それを何とか認可化していただいて、認可保育所としてそういう多様なサービスを提供していただくということが重要ではないかというふうに思っております。

多様な保育所への対応については、新エンゼルプランで具体的な数値目標を掲げまして、延長保育ですとか一時保育ですとか休日保育ですとか、取り組んでおります。そして、十四年度については、その中でも目標を、先生何回も目標をもう少し高く設定しろという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、新エンゼルプランの最終目標を前倒しして、十四年度にやれるものはやりたいということで十四年度の概算要求をやらせていただいているところであります。

○松あきら君 まさに公設民営ができるとこういう対応ができるということを今伺って、非常に心強い思いがいたしました。

それから、第三者評価制度を厚生労働省はスタートさせると。これを伺おうと思つたらさつき小宮山先生も伺って、これはもう絶対必要なんですね。ですから、こういう制度ができるというこ

とは非常に質の高い保育園、保育所が維持できる、そういう期待が持てる。こういう第三者評価をぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

時間がないので次に参ります。
続いて、児童委員についてお尋ねをいたします。

児童委員というのはふだんどのような任務をどこでされているんでしょうか。民生委員の方はよく私もわかつていまして、児童委員というのはお母さん方にはいまいつよくわからないところがございます。主任児童委員と児童委員の役割を御説明お願いいたします。

○衆議院議員(青山三三君) 松あきら議員の御質問に私の方からお答えをさせていただきますと思います。

児童委員の方々には、それぞれが担当する区域におきまして、児童福祉法などに基きまして、地域の子供や妊産婦の実情等の把握、また地域での子育てに関する相談・援助活動、また児童相談所や福祉事務所などの行政事務への協力などを行っていただいているところでございます。

また、今回法定化されます主任児童委員の方々は、区域を担当する児童委員と児童相談所などの児童の福祉に関する機関との連絡調整を行っていただくとともに、児童委員の活動に対する援助また協力を行っていただいております。今回の法改正で法定化されることを機会に一層の活躍を期待したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、児童委員及び主任児童委員がそれぞれの立場において児童を取り巻くさまざまな問題により的確に対処していただくこととしておりまして、その活動が一層活性化されることを期待しているところでございます。

○松あきら君 そうしますと、今問題になっております児童虐待防止にもこれは大いに役立っていただけるのではないかなというふうに期待したいと思っておりますけれども、この辺についても提案者の

方、いかがでございましょうか。

○衆議院議員(青山三三君) 今回の法改正におきましては、児童委員に対する研修を充実することによりまして資質の向上を図ることとするところでございます。また、児童委員の職務として「児童の健全な育成に関する気運の醸成に努めること」等の規定を追加するなど、その職務を明確にすることといたしております。

このような改正によりまして、児童委員の方々の地域の子育て支援への積極的な参加を促して、児童虐待に関して重要な役割を担っていただきたいと考えているところでございます。

例えば、具体的に申し上げますと、住民の身近な相談者、また聞き役、支え役として児童虐待を予防するとともに、児童虐待の早期発見と速やかな通告を行っていただき、さらには児童相談所等と連携しながら児童虐待の再発防止やまたフォローアップなどの活動を行っていただく、このようなことによりまして児童虐待の予防やまた早期発見、再発防止の面で効果を上げることが期待しているところでございます。

○松あきら君 今伺って、本当に大事なことだと私は思っております。

例えば第三者評価制度、あるいは今の主任児童委員、児童委員、もちろん公設民営の利点、こういうふうによりくなりますという点もすべて含めて皆さんに知っていただくことが大事だと思うんですね。

その広報活動ということに對しまして大臣に伺って、質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、議員の方からも答弁がありまして、この民生委員というのは児童委員を兼ねたものでございまして、そして昨年寄りのことをいろいろと御相談に乗ったりする一方におきまして、児童におきますさまざまな家庭での問題、虐待の問題等いろいろの問題を御相談に乗っていただいているわけでございます。今、主任児童委員というのをつくるわけござい

ますが、この主任児童委員の皆さんというのは、児童のことを中心にしてひとつ御活躍をいただき、そして民生委員の皆さん方がいろいろとお取り組みをいただいているその中で児童に関することを、横の連絡と申しますか、そうしたことの連絡役もひとつお引き受けをいただいで、全体でひとつその地域の児童がより健やかに育っているようにしていこう、こういうことでございます。今回この人数をこし十二月から六千人ふやすことによりまして、そしてさらに充実してもらいたいというふうに思っているところでございます。

さらに、こうした組織がありますことを皆さん方にもよく知っていただかなければなりませんから、あらゆる機会を通じて広報にも努めたいというふうに思っておりますし、すべての人がインターネットをごらんになるというわけではございませんけれども、ごらんになります皆さん方にはお示しをしたいと思います。できれば国やあるいは都道府県が出します出版物等の中にもそうしたことを御理解いただけるようにひとつ書いていただくようお願いをしたい、というふうな思っている次第でございます。

○松あきら君 ありがとうございます。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

待機児童の増加は本当に深刻で、その解消の問題というのは大変急がれているというふうに思います。厚生労働省は四月段階の待機児童数しか余りお使いになりませんけれども、昨年の十月段階では五万六千人と前年を上回っているんですね。今、資料を皆さん方のお手元に配っておりますけれども、それを見ますとそのことがはつきりいたします。四月一日と十月一日では数字が違っているということがはつきりするというふうに思います。保育所の整備計画そのものをやはり政府が持つてこなかったということ、やはりこの責任が問われているというふうに思っています。

私も日本共産党は、保育所の整備計画自身を

目標に持つということをやらずとも本当に主張をし続けてきているんですけども、なかなかそれにはこたえられなかったわけなんです。

私は、質問したいのですけれども、まず児童福祉法の二十四条を見ます。そうしますと、ここには主語が「市町村は」というふうにあります。そして、「保育所において保育しなければならぬ」という言葉で結ばれているわけです。こういうことが規定をされておりますけれども、市町村は保育所を整備する責任があるということになるわけです。

昭和六十一年十二月の十一日ですけれども、参議院の内閣委員会、当時の厚生省の児童家庭局長でありました坂本龍彦さんは、市町村において保育に欠ける児童があればそれを保育するということは市町村の義務になると、こういう状況がありながら保育所をつくらない、あるいは保育に欠ける児童に必要な措置をとらないことはむしろ市町村として法令違反と、こういうふうに答弁をされております。

今回の改正案によってこの二十四条を形骸化することがあつては絶対にならないと、こういうふうには私は考えておりますけれども、大臣の基本的な認識をお聞きしたいと思います。御答弁をお願いします。

○国務大臣(坂口力君) 今お話をいただきましたとおり、児童福祉法の第二十四条第一項によりまして市町村の責任により行うことというふうにされておりますが、このことはもう御指摘のとおりでございます。

保育サービスの提供主体につきましては、公立のほかは社会福祉法人やその他の主体が認められているのもまた事実でございます。保育所の施設整備に当たりましては、地域の保育需要に対応いたします保育所の供給量を確保することが必要でありますし、また公立、民立を問わず、多様な保育ニーズに対応いたします、保護者等が利用しやすい保育サービスの提供体制を整備することが肝要というふうに考えております。

今、委員が御指摘になりましたように、市町村が責任を持つてやる、行うということはそのとおりというふうに思いますが、しかしそのことは市町村が自分たちで保育所を持つということとは少し内容が違つていうふうに思います。市町村が責任を持つてその地域における公立、私立の保育所を十分管理をし、そしてその地域に住む皆さん方の要望、その地域に住む皆さん方の保育が完全に実施されるようにしていくことの責任がより大事というふうに思ふ次第でございます。

○井上美代君 今の御答弁をお聞きしましたけれども、これまでの保育所の歴史を考えてみますと、公立保育所で見たら、八〇年代から九〇年代にかけて九百カ所の公立保育所を減らされております。表に見るようにはそれははっきりしていると思います。そして、その分もう本当にやむにやまれぬ親の思いを含めて無認可保育所がふえてきたわけです。私も無認可保育所にお世話になりながら子供を育てました。無認可依存率をやはり非常に増加させてきたというふうに思います。そうした中で再びこの園など子供の死亡事故というのが多発するようになってきた、そういう経過というのがあると思います。

政府は肝心の保育所整備計画を持たないで来たということ、それどころか、私は、公立保育所は激減してきたということは非常に重要なことだというふうに思っているんです。九〇年代、待機児童問題が社会問題化する中で、都市部においては公立保育所は統廃合を伴うという、そういうことでしか創設ができなかったということがあります。

私は、次の質問として、二十四条に「ただし」というところがあります。これは普通ただし書きというふうに言われているんですけども、ただし書きは、市町村は「付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしななければならない」と、このようにしているわけなんです。本来は保育所整備へ対応しなければならぬが、それができないために無認可保

育所に預けてもらつてきたと、こういうわけなんです。

ところが、今起きているのは、既に認可の条件がほとんど整っているのに認可申請をしても認められないという訴えが私のところにも寄せられていることです。認可の推進についてやはり本当に速やかに徹底すべきだというふうに私は思っております。

認可推進について、概算では百六十カ所に幾らか予算をつけるというものが出ておりますが、無認可保育所は現在一万カ所あり、そして予算枠が少な過ぎると。一万ある割には予算枠が少な過ぎるというふうに思っているんです。認可推進を進める上でやはり補助をすべきだと考えているんです。

さらに、事故があつた場合の救済策として、認可園において公的な災害共済給付制度というのが定着をしておりますけれども、無認可園についてはそこまで行っていないのが現状なんです。それで、民間の保険会社が入つていて、例えば事故があつたという、そういうときには救急車よりも早く保険会社が飛んでくる、そして到着して窒息死を乳幼児突然死として届けさせるという、こういう悪質なケースもありました。

子供の命に認可も無認可もないというふうに思ふわけなんです、子供はまさに平等ですから。ましてや、今回の改正で届け出制を義務づけたのであれば、せめて何かあつたときの保険制度というのは統一的な基準にして、そして助成をすべきではないかと、このように思っているんです。

二つのことをお聞きしましたけれども、御答弁を大臣、お願いいたします。——大臣にお願いしたので。

○副大臣(南野知恵子君) お答えして、もし足りなければ、また大臣の方からというふうにお願ひいたします。

先生はもう本当に保育の機微に触れておられ、本当に大切なポイントを押さえておられるというふうに思っておりますが、今、無認可から認可へ

の迅速なものと、これはもう我々も当然考えているところでございます。認可外保育施設というもののつきましては、今回の児童福祉法によりまして、質に問題があるものについてはという、質の問題は先ほどから議論がございしますが、そういう意味におきましては指導監督の一層の徹底を図る一方、また認可保育所へ移行できるものについては認可化を進めていくことが重要である、もう先生のおっしゃるとおりでございます。

これまでも設置主体制限の撤廃、これは十二年の三月にいたしました、それらの認可保育所への移行を促進しております。さらにまた、昨年三月の設置主体制限の撤廃などを受けまして、十三年九月末までには六十一カ所が認可保育所に転換しておるといふ数字も出ております。これは一年半ほどの間に転換できたものでございます。

また、ことし九月には都道府県、指定都市または中核市に對しまして、保育サービスに対する需要を踏まえながら、認可基準等に適した保育所について迅速かつ的確に認可事務がなされるよう通知をいたしております。

さらに、平成十四年度の概算要求におきまして、これまでの認可化への実績も踏まえまして、認可保育所へ移行できるものについてその移行を支援する事業を盛り込んだところでございます。さらに事業の創設によりまして認可外保育施設の認可化が促進されるものと考えております。

さらに、先生お尋ねの災害の件につきましては、ごさいますが、国といたしましては、新たな保険制度を設けるということではなく、今回の法改正の御趣旨に沿ひまして、認可外保育施設の保険への加入状況について利用される方々へ情報提供できるように工夫ができないか検討したいというふうに思っております。

なお、お尋ねの認可外保育施設の民間損害保険の加入率は九〇%となつております。そのことも申し添えさせていただきます。

○井上美代君 大臣に質問いたしましたので、一言、大臣、お願いいたします。

しかしながら、地域によりましては待機児童が多い、先生御指摘でございますが、かつ緊急度が、高い、そのような場合には保育サービスの量的な確保が地域における最優先の課題となっている場

合があり、これらの場合につきましては、最低基準を超えて設定している水準が相対的に低下しても、住民の保育ニーズに的確に対応するための地方公共団体としての判断をしていただくということであり、児童福祉施設最低基準第四条の規定、これは先生御存じの文でございますが、その趣旨に反するものではないと思っております。

○井上美代君 済みません、時間がありません。

○副大臣(南野知恵子君) あと二行でございます。

なお、最低基準に抵触した場合には国として自治体に適切な指導を行ってまいります。

いろいろと現場も視察してまいりますので、その件については御安心いただければというふうに思います。

○井上美代君 なかなか安心できないのですから。

私、時間が欲しいんですけれども、時間がありませんので。

私は随分数字を挙げたんですけれども、やはりこういう事態になっているということを説明するために数字を挙げたんです。だから、その数字に答えていただかないといけません。そういう事態になっていることについてどう思うかということですので、大臣、よろしくお願いします。

○国務大臣(坂口力君) 私もこの数字のことまでちょっとよく率直に言ってみてわかりません。わかりませんが、トータルで申し上げれば、やはり保育の質というものを維持しなきゃならない、大事にしなきゃならないということは、それはもうそのとおりでございますから、余り小さなところで本当に廊下や階段にまでその面積の中に入れておるといふようなところがあるのかどうか、私はちょっとわかりませんが、私は普通はそんなことはないのではないかというふうに思っております。

そこは私たちもよく調べますけれども、ぜひひとつそうしたこと十分に考えながらこれからやっていきたいというふうに思っております。

○井上美代君 きょうはもう五十人ぐらいの方が後で傍聴してくださっているんですけれども、皆さん方が一番体験しておられることです。今調べると言ってくださったのですけれども、ぜひ調べてほしいというふうに思います。

大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 個別そういう事案がございましたら調べさせていただきます。

○井上美代君 やはり事実を調べるということがもう一番改善にとっても大事であるというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それで、私は、最低基準の省令がありますけれども、その第四条ですけれども、「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」と、このように書いてあります。そして第二項には「最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と、こういうふうに書いてあります。

ところで、この七月に総合規制改革会議が出した中間取りまとめという文書があります。ここには「国の設置基準等に、地方公共団体が合理的でない基準を上乗せすることのないよう、」と、こういう言葉が入っておりますが、これは私、問題だというふうに思っています。質の改善には取り組みます、そして効率化だけを優先させている、企業参入のために規制緩和で最低基準を緩和させることと一体で準備されたのがこの改正の五十六条の七ではないかと、こういうふうに思うわけなんです。

最低基準が不十分であり、改善の努力をするために地方自治体を上乗せをしてそして保育の質を向上させようとしているのに対して、国が最低基準の上乗せをするなどというのは、これは最低基準違反ではないかと、こういうふうに思うわけなんです。

このことはどういうふうに考えればよろしいですか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 最低基準は国が定めている認可保育所としての最低の基準でございますから、自治体の判断でそれを上回る水準が確保できることであれば、そういう御判断は的確な御判断であるというふうに思っております。

ただ、ここで問題になっているのは、自治体の財政事情も大変厳しい中で、そして一方では待機児童がたくさんおられる、あるいは無認可保育所に入れざるを得ないような状況があるという、そういう状況の中でどういう水準、どういう質の保障とどういふ量的な拡大を総合的に判断していくか、これは本当に自治体が責任を持って判断されるということだと思います。

その結果、先ほどの南野副大臣の答弁の中にもありましたけれども、量的な拡大が今最も最優先の喫緊の課題であるというふうに判断される自治体、もちろん最低基準はクリアしていただかないといけませんけれども、その範囲内で条件を見直すということは場合によってはあり得るんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○井上美代君 最低基準の上乗せをするなどということはないということでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 地方自治体単独事業の上乗せ、これを理由として新規の保育サービス、供給量増大の努力をしない、努力ができないという自治体があるのであれば、それは再考すべきだというふうに思っております。

○井上美代君 時間がなくなりましたけれども、私は五十六条の七について質問をしたいと思っております。

改正案の五十六条の七ですけれども、市町村に對して、公立保育所の整備ではなく、今後の保育所整備について多様な事業者、土地を貸与するなどという、PFI方式などの措置を講じて民間企業などの参入を促進すると、この整備の中身まで含めて義務規定としているのは地方自治権と矛盾するのではないかと、このことについて。

あくまでも実施主体は市町村です。保育所整備について児童福祉法二十四条は市町村の整備義務を明確にしているわけで、それは先ほど申し上げたとおりです。公立にしても、私立にしても、社会福祉法人やそしてまた非営利団体などいろいろあります。今後の保育所の整備において、公立保育所を排除し、まず民間にゆだねるということなのかということをお聞きしたいと思います。

社会福祉法人の場合は現行法でもかなり整備費が措置されるが、今回大きく整備が措置されることになるのは民間企業などということ、五十六条は何を義務規定にしているのかということ、手法まで縛るつもりなのかということをお聞きしたいんです。そうならば自治権の侵害になっていくというふうに思っていますね。これは発議者に聞きたいと思っております。御答弁願います。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 井上議員、先ほど来、保育の質の問題を特に大事にしなければいけないというお話がございました。

まさにそのとおりだと思いますが、この五十六条の七というのは、まず第一に、どういう市町村でこういうことをやってほしいかといふこと、保育の実施への需要が増大している市町村ということであり、都市部の特に関心を持ってほしいというところであり、何を中心にやってほしいかといふこと、例えば供給を効率的にしたい、ふやしてほしい、こういうことだと思っております。

質と供給とはまた別問題であって、結論的に申し上げれば、先生が御懸念の公立保育所を排除するのかと、こういうことではあります。それは決してそういうことではない。ただ、どういう方法をとるかはそのそれぞれの市町村がいろいろ御検討の上でそれぞれが判断をするということ、地方自治の侵害でももちろんないわけであり、そのときの例えば公立でやるとすれば当然定員の問題もこれあり、予算の制限もこれあり、いろいろな制限があるわけですから、そのところをいろいろ知恵を絞ってやってくれと、その

ときに民間の知恵も使えと、こういうことでございますので、先生の御懸念の点は安心して結構だと思えます。

○井上美代君 懸念は消えませんが。

私は、最後に短く。

株式会社なども参入することになるわけですね。そういうことで、それは配当にまで行くわけなんです。この問題についてどのようにならうか、もうけの、やっぱり利潤追求の対象になっていくわけですから、そのことについて御答弁願いたいのと、そして今既に育児産業になっているものがあるんですけれども、そこでベビーフードとか保育雑誌だとか何々ゼミだとかというふうにならわれているわけなんです。だから、それと一緒にやられるわけなんですけれども、これについて、営業活動としてやられるということについてどう考えるのかというところをお聞きします。

そして、あと賃貸料の問題ですけれども、取り扱いを含めて具体的な対応をどういうふうにしていくのかということをお聞きします。そして、発議者に求めて質問を終わりたいと思います。

○衆議院議員(津島雄二君) 改正法にかかわるところでございますから最初にお答えをいたしますが、御質問の点は、認可保育所につきましては、認可基準は設置主体のいかんにかかわらず、経営形態のいかんにかかわらず同じように適用をいたしますから、そのことに基づいて基本的な保育の質が変わるということとはまずないと、これは法律的にしっかりとおりますから御理解をいただきたいと思います。

公立保育所の運営を民間へ委託することについていろいろ御懸念があるようですけれども、これはあくまでもそれぞれの地域において関係者が児童福祉の観点から十分配慮をしながらやることでございます。それで、私も坂口大臣の前任者として二回この問題について取り組んだのであります。が、その経験を申し上げさせていただきますと、やっぱり待機児童等の問題は地域的に非常に偏っております。大都会と地方とでは非常に違う。そ

れに對しまして、国の認可基準というのは性格上画一的に適用せざるを得ない。そこに地域の違いが出てきて、待機がある場所に非常に多くなる。また、公立の保育所も、延長保育がなかなかできないとか、子供さんはこれ以上この面積基準を画一的にやられると預かれないという問題があるわけなんです。先生が先ほどおっしゃいましたように、事実をきちんと調べた上で議論をしていく必要があるわけでありまして。

その事実の上に立つてみますと、今、大事なことは、それぞれの地域で知恵を出していただいで、待機児童をなくしていくためには私たちの地域は何をやった方がいいかと、その努力をしていただく。その一つが、例えばあの神奈川県と東京都の努力であるとか東京都の努力であるとかいうことでございます。

私も国としては、全体として認可基準に行っていたように国の助成をきちんと出してそれぞれに誘導していくわけでありまして、同時にそれぞれの地域の御努力に対しても私どもは声援を送り、その中で民間の人たちの力をかりることも十分に含めて考えたい、そういうことでございますから御理解をいただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 津島前大臣からもう事細かくお答えがございましたから私がそんなに申し上げることはなと思いますけれども、要は育児の質を落とさないということが大事でございますから、そこに対するきめ細かな配慮をしていかなければならないというふうにも私も思っている次第でございます。

規制改革会議等でいろいろ御意見のあることも承知をいたしておりますが、それをすべて私たちは受け入れるつもりでいるわけではございませんで、取捨選択をして受け入れていきたいと思っております。

○井上美代君 終わります。

○大脇雅子君 まず、保育に関する国と地方自治体の責務について大臣にお伺いしたいと思っております。

保育所論議の中で欠けておりますのは、親のニーズや規制緩和や改革ばかりで、子供のニーズ、子供が健やかに成長できるように保育を受ける権利という視点が重要だと思えます。

日本が一九九四年に批准いたしました児童の権利に関する条約においても、その第三条に、児童に関する措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによつて行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとするとたわれております。

アメリカの例を見ましても、市場原理の導入は、高い利用料を払えば質の高いサービスをという傾向にあるというふうにならわれております。今回の法改正では、民間による認可保育所をふやすのが目的と挙げられておりますが、一部自治体では公立保育所の民営化も進んでおります。

今後、保育における国の責務とは、最低基準を策定、監督し、あとは市場に任せるとしてと考えておられるのか、保育に関する施策策定に当たっては社会的コストとして国及び地方自治体が負担すべきであるということの基本を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから議論が続いておりますように、保育の実施につきましては、児童福祉法あるいは市町村の責務として規定されておりますことはもう御案内のとおりでございます。また、保育所の運営経費に対しましては、それが公営であれ民営であれ、そのいかに問わず、国、都道府県、市町村がそれぞれ一定の負担をすることとされております。今回の児童福祉法の改正によりましてこの点に変わりはないものでございまして、今後とも国及び地方公共団体がそれぞれの役割分担によつて責任を果たし、保育の実施に努めてまいりたいと考えております。

民営化というのは、決して親の立場だと経済の立場だけでももちろん申し上げておられるわけではございませんで、そうした民営化をそこに織りまぜることによつて子供たちのためによりよい育児の

環境が育つということも考えながらやられていることを御理解いただきたいと思います。

○大脇雅子君 働く父親、母親のニーズとして挙げられておりますのに延長保育、夜間保育、病児保育あるいは病後保育等々がございまして、一部自治体では実施されておりますが、これらは主として認可外保育所や認可保育所でも私立のものが多く実施しているという実情もございまして。

実際に十六万人を超える子供が認可外保育所で保育を受けている状況を見ますと、いわゆるPFI手法による認可保育所への民間参入を進める前に、現在既に保育に携わっている無認可保育所への支援あるいはその底上げが必要ではないかと。良質な保育を継続している認可外の保育所の認可に向けてどのような形で助成ないし指導をされるべきか、お尋ねをしたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 先生の御質問でございます。

先生は法的にはもうばっちりというところと研究しておりますので、その研究がたがたでございますが、先生のおっしゃるとおり、認可化を促進すべきこと、これはもう先生と同じ考えを持っておりますのでございまして。

特に、質の問題がある認可外保育施設につきましては今回の児童福祉法によりまして指導監督の一層の徹底を図る一方で、また認可保育所へ移行できるものについては認可化を進めていくということの重要性を痛感いたしているところでございます。

これまで設置主体制限の撤廃などによりまして認可保育所へ移行を推進してまいりましたが、さらに平成十四年度の概算要求におきましても、認可保育所へ移行できるものについてはその移行を支援する、そのような事業を盛り込んでいくところでございます。

○大脇雅子君 具体的にどのような形で認可化を推進されるのですか。細かくお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、市町村が判

断をしていたということがございまして、市町村がその地域の保育資源といましようか、無認可保育所の中でこはちよつと努力すれば認可化してもらえる、あるいはこの地域に認可保育所が要するというふうな認定した認可外保育所施設につきまして、まず認可化計画、認可に向けてどういう努力を進めるかということ、三年程度かというふうな思いますが、計画を立ててほしい、それに従って認可外保育所については認可化の準備をしていただくわけですが、一つは、まず保育の質の面でそれを確保するために、

例えば市町村が保育士を一人、一年間、無認可保育所に派遣いたしまして、その保育士さんが一年間、無認可保育所でその保育従事者と一緒に保育をしながらその質を高めていくとか、あるいは認可化に当たりまして内装を整備、改装する必要がある、あるいは教育玩具を整備する必要があるといったようなケースについては、そういうことに対する助成もしてまいりたいというふうに思っております。

○大脇雅子君 平成十四年度に組み込まれた予算によりまして、そうした無認可保育所のいわゆる認可保育所化に向けてどのような予算措置、一カ所当たり幾ら云々ということの詳細をお尋ねしたいと思っております。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、市町村が保育士を雇い上げて派遣をし、そして実際に保育の指導に当たっていただくわけですが、これを百六十カ所程度、これは先ほど副大臣の答弁の中にもありましたけれども、一年半で無認可から認可に転換したのが六十一カ所でございますので、一年で四十カ所というのがこの近年の動きでございます。そのペースを四倍程度に引き上げようという目安でございます。

またあわせて、先ほど申し上げました認可する時点での内装の整備や備品の整備などについては一カ所について二百万円ということでございます、トータルで一億二千八百万円の要求をさせていただいております。

○大脇雅子君 ぜひ認可化への動きを早めていただきたいと思っております。次に、専門的な保育士の養成についてお尋ねをいたします。

衆議院の答弁でも岩田局長は、民間企業に保育所運営を委託する場合にも、自治体において保育の質の観点から保育士の労働条件についても御配慮いただければと思っております。そして問題があれば知恵を絞らなければいけないと答えておられます。

保育士の労働条件と保育の質、そして子供と保育士との安定的な関係の維持ということとは非常に大きな関連があると思っております。今後、実施状況によって問題があれば国としてどういう施策を講ぜられるべきであるか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 衆議院でもお答えさせていただいたとおりでございます。公立保育所の運営を例え株式会社社に委託する事例などについてですけれども、委託をされる市町村においては保育士の労働条件、これがまた保育の質と大変関係があるというふうに思われますので、保育士の労働条件については十分配慮していただきたいというふうに思っているところでございます。

仮に株式会社社の運営の保育所であったとしても、認可保育所の場合には、例えば正規の常用の保育士を子供の年齢、数に応じて充てられるだけの人員費を措置してございます。そして、運営費は人件費と事業費と管理費というふうに区分されておまして、その中でやっていただくということとでございます。区分間の流用をするときには非常に慎重にさせていただくということで、幾つかの条件をクリアしていただかないといけないことになっております。

その条件の中で、やはり労働条件、給与に関する規定が整備され、その規定により適正な給与水準が維持されているなど、人件費の運用が適正に行われているという、それ以外にも幾つかの条件

があるわけですが、そういう条件を満たして初めて人件費として助成したものを他の区分に流用するということがあり得ると、こういう整理になっております。

そういうような仕組みになっているものでございますので、各都道府県が保育所の指導監査をやるという仕組みになっておりますので、その指導監査の折に保育所の運営状況、あるいは国、自治体が助成した運営費の適正な執行状況について見ていただくというのがまず当面はやるべきことかなというふうに思っております。

○大脇雅子君 第三者機関というものでいわゆるさまざまな保育の評価をするということになっております。しかし、ここには保育士の労働条件は入っていないというふうにチェック項目など見させていただきますと考えられます。評価機関は非常に多種多様なものになるというのですが、やはり企業参入の前に、評価をする第三者機関の具体的な姿を示すべきではないかと思っております。

ともかく、具体的に第三者機関というものはどのようなものとして考えられているのか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 昨年から今年度にかけて児童福祉施設等評価基準検討委員会を設置いたしております。その中で評価の基準のあり方、そして実際に評価をする評価調査者のあり方、特にその養成のあり方、さらには評価の具体的な方法などについて検討をいたしております。年度末までには結論を出していただくことになっておりますが、その中で、今、先生御質問がございました評価をする第三者機関、これの具体的なあり方についても検討をするということになるというふうに思います。

この検討におきましては、既に参考になる基本的な考え方が示されておまして、それは、本年三月二十三日、福祉サービスの質に関する検討会から「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」が出されております。

その報告書の中で評価を行う機関のあり方、要件について基本的な考え方が示されておりますので、それをベースに検討されることになるというふうに思いますが、例えば原則として法人格を持つていうこと、あるいは、評価基準は国がガイドラインを示すこととしたいというふうな思っております。また、国のガイドラインを満たす評価基準をその評価機関が持つていくこと、あるいは評価調査者の養成研修あるいは継続研修についてプログラムが定められ実施されることが確実であることなどの要件が先ほど申し上げました検討会の報告書から出されております。

これは児童福祉に限らず福祉サービス全般についての報告書でございましたので、これを参考に児童福祉の分野でどういうふうな具体化するかとこの検討を年度末までお願いしているところでございます。

○大脇雅子君 ぜひ第三者機関が適正なものとして設立をされ、悪質な保育所にしましては大きな改善がなされることを期待いたします。

最後に、大臣にお尋ねしたいのですが、労働者の教育訓練制度については、一九七四年に採択されたILO百四十号条約、有給教育休暇に関する条約がございまして、職業上や職務上必要な技能の取得とかさまざまな労働者の技能研修のため継続的なそうした休暇を付与すべきものとして、この批准というのは労働者が広く求めているものであります。

日本はこの条約は未批准でございますが、早急に批准すべきであると考えますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今、御指摘になりましたILOの百四十号条約でございますが、その中には大きく分けて三つのことが書かれておるといふふうに思っています。一つはあらゆる段階での訓練、それからもう一つは一般教育、社会教育及び市民教育ということの重視、そして三番目に労働組合教育というものでございます。

これらのうちで、あらゆる段階での訓練を目的とする休暇ですとか、あるいは有給の教育訓練休

暇につきましては、これは他の法律におきましてかなり取り入れてきていますところがございます。職業能力開発促進法におきましても、事業主に對しまして労働者にその付与を配慮義務として課しておりますし、また具体的な付与につきましては厚生労働大臣が指針を定めることとしたしております。休暇中の訓練経費でございますとか賃金等の助成措置等につきまして講じておるところでございます。

しかし、この二番、三番の一般教育、社会教育及び市民教育のための休暇でありますとか、あるいは労働組合教育のための休暇ということにつきましては、国内法制の、他の法律との問題もございまして、整合性の問題もございまして、さらにひとつ慎重な検討が必要であるというふうに思っているところでございます。

○森ゆうこ君 自由党の森ゆうこでございます。通告しております質問はかなり省かせていただいて、大臣に一点だけ質問させていただきます。

児童福祉法の平成九年の改正で措置から契約へと大きく転換したわけでございますが、しかし改正後も保育に欠ける児童ということで要件があり、そして保育サービスを受けるための申請内容というのには基本的には変わっていないということで、現実の問題を考えますと申請も非常にナンセンスな場合もあるかと思えます。以前にも申しましたが、保育の社会化といましようか、少子化問題を解消するためにも、基本的な視点を変えるといましようか、大幅な法改正が今後必要ではないかと思えますが、その方向性について、見通しについて大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 高齢者の問題に比較いたしまして子育てあるいは育児、そして子供たちの問題というのは、やや社会保障の面から見ましてもおくれた感じがあるというふうに私も思っております一人でございます。そうした意味で、やはり子育てというの、あるいはまた子供の教育というものを、今までの家庭に依存する、あ

るいはそれぞれの企業でありますとかそうしたことだけに依存をするというのではなくて、社会全体で子育て、子供の育児というの、やはり取り上げていかなければならないという私は認識を持っております。

ただ、そういう認識のもとでこれから何をどのようにしてやっていくかということが本当は大事なんだろうというふうに思いますが、先ほどから議論がありますように、質をどう維持していくかというその一点をやはり大事にしていかなければならないというふうに思っております。公立か民営かという、そこだけがクローズアップされておりますけれども、いずれの場合であれ質を確保していかなければならないわけでございますから、そのことについてこれから努力をしたいというふうに思います。

保育に欠けるという言葉が適切かどうかということにつきましては、これは委員の御指摘も私はわかるような気がいたします。今までの言葉でずっと参りましたので、今急にこれを変えるべきかどうかは別にいたしまして、現在の社会の中で考えますときに、保育に欠けるという言葉が適切かどうか、そしてその意味するものが一体何であったかということとは時代の変遷とともに私は考えなければならぬ問題の一つだというふうに思っております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。本日に、保育に欠けるという考え方で今の少子化、そして男女ともに働くというこれからの時代に合った保育サービスというものが提供されると思えませんが、今後この点についても御検討いただきたいと思います。

そして、公設民営、とにかく民営方式に関していろいろ異論があるわけですが、要は情報公開が進んで保護者が選択できる、本当の意味での契約という形で保育サービスの選択ができる環境が整うということが必要ではないかと思えます。大いにそういう点を保障されて民営化が進められるべきだと思います。

という意見を申し上げて、私の質問を終わります。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育に欠けるという御説明について若干補足をさせていただきますというふうに思います。

保育に欠けるという表現の問題はあろうかというふうに思いますけれども、例えば保護者が自宅で子供を養育できるような家庭についても、そういう方も含めて保育所で養育するのがいいのかどうかということにつきましては、これはもう大変大きな議論をすべきだというふうに思っております。ですから、現時点ではそれについての社会的な合意、子供さんというのは親が在宅で養育できる状態であっても保育所に預けられるんだということも認めようというところまではまだ行っていないんじゃないかというところが担当局長としての感じでございます。

ですけれども、先生のおっしゃる趣旨は、保育所も含めて、共働きであれ専業主婦家庭であれ、すべての子育てを地域がいろんな形でサポートすべきであるという趣旨でございましたら、そのとおりだというふうに思いますので、例えば保育所に併設されております地域子育て支援センターでそういうサービスをやっていくとか、あるいは専業主婦の方も育児で疲れるということもありまして、そういうときには保育所で一時預かりをするとか、そういったような対応というのはこれまでもやってきたけれども、ますますこれからも重要になっていくというふうに思います。

○委員長(阿部正俊君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

○西川きよし君 私が最後になりました。よろしくお願いを申し上げます。十五分しかありませんので、よろしくどうぞ。

私の方からはまず児童虐待の問題についてお伺

いをしたいと思えます。

先週、厚生労働省より、児童相談所における児童虐待相談処理件数についての御報告がございました。平成十二年度の児童虐待相談処理件数は何と一万七千七百二十五件ということで、児童虐待防止法により広報だとか啓発に積極的に取り組んだことで相談なり通告が促進されたという分析もありますけれども、その一方で児童相談所の関与があった死亡事例については十一件と報告をされております。

この背景につきまして、どういうふうに厚生労働省といたしましては分析をされておられますのか、政府参考人で結構です、よろしく御願いたします。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童相談所がかかわりながら昨年度十一名のお子さんが亡くなっております。そのことについては大変残念でありますし、行政に関与している者の一人として大変申しわけないというふうに思っております。

この十一件の事情はケースごとによりましてさまざまでございますので一概に言えないところもあるんですが、例えば初期対応の段階で、初期対応がまずかったということでも亡くなったケースもございましたけれども、むしろ数の上では、初期対応はうまくいったんだけれども、施設から退所させた後、あるいは一時保護を解除してうちに戻して、そして在宅の状態でもフォローすべきであったという時期に発生した事例というの、も少なからずございました。

そういうことで、初期対応が重要であるということとあわせて、計画的に関係機関とよく連絡をとりながら、継続的にその子供、そしてその家族を支援していくことが大変重要ではないかと思えます。

○西川きよし君 二十二分までですのでスピードアップをさせていただきます。

この虐待の防止対策については、家庭の孤立化を防ぐための地域づくり、または早期発見・通報のための地域のネットワークづくり、さらには児

童相談所、児童福祉施設の体制の強化、さまざまな分野におきましてまだまだ多くの課題が指摘されているわけですが、八月に発生をいたしました兵庫県の尼崎の事件、児童養護施設から一時帰宅中の出来事でございましたけれども、また二月の福岡で起きました六歳の子供に脳障害を負わせた虐待事件も施設から家庭に戻った後に発生をしているわけですが、この家庭虐待後のフォローアップ体制、これを考えていただきたいと思っております。早急にそれも体制の整備が大変必要であるのではないかなというふうに思います。

そこでお尋ねするんですが、平成十一年の報告では、家庭に戻った後のフォローアップを何も行われていなかったというケースが二七%以上ございます。その後どのような対応をとっておられるのか、また現状についてどのようにお考えになっておられるのか、よろしくお願いいたします。

○副大臣(南野知恵子君) 西川先生にお答えさせていただきます。

平成十一年度の児童相談所におきます虐待児童虐待のあり方に関する研究というのがございまして、それにおきましては、児童虐待に対する児童相談所の取り組みの分析が行われたところでございます。

二つございしますが、申し上げたいことは、一つは、通告義務などに関する広報啓発や初期介入における迅速な対応などにつきましては一定の評価がなされたというふうにも思われております。さらにもう一つは、施設などから家庭引き取り後のフォローアップが十分でないというような課題が指摘されております。そのような大きな課題、さらに先生がお話しになっておられるような、こういう課題については大変難しい分野であるということを感じております。

さらに、家庭引き取りの判断ということにつきましては、児童相談所と施設の協議によりこれが決定されておりますが、引き取られた後は、親子が別れて生活していたことなどを視野に入れますと、また虐待の再発防止を十分に配慮しながら、

また地域の関係機関が連携して多面的、総合的な支援を行う必要があるだろうというふうに思っております。

さらに、厚生労働省といたしましては、緊密な関係機関の連携によりまして、これは継続的な指導、支援につきまして、自治体、児童相談所等に對しさまざまな機会を通じて徹底するとともに、児童相談所の体制の強化や、また地域における支援の取り組みの充実を努めていきたいと思っております。

周りにおられる大人はみんな子供の親である、共同体制をとりながら子供を育成していかなければ二十一世紀の宝物は育たないというふうに思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

次は、やはり虐待が確認された後の対応にしまして、やむを得ず入所措置をとった後の対応ですけれども、可能な限りにおいて親の手で、家族とともに暮らせることが子供にとっては一番幸せではないかなと思っております。現場の方々にとっても、それを求めるがゆえに御苦労も並大抵ではないと思っております。しかし、そうした判断によって子供が亡くなるとか、再び虐待を受けることが許されてはならないと思っております。在宅処遇を受ける家庭あるいは措置解除後の親子に対するフォローアップ体制を整備することの必要性を痛切に感じます。この点について厚生労働省はどういうふうにお考えなのか。

その中におきまして、今回法定化される主任児童委員、大変な権限を持つわけですが、あるいは児童委員の方々の役割についても極めて大きいと思うわけですが、この点については提案者の方に御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 児童虐待の対応の中心機関は児童相談所でございますが、先生おっしゃるように、できることであればまた親子をもとに戻して家族を再構築することが大事なわけ

でございますので、そのためにも保護者の方を教育、カウンセリングする、これを児童相談所の児童福祉司や心理判定員が行ってございまして、この児童相談所の実施体制を強化すること、そしてその資質を向上させるということが重要でございまして、厚生労働省といたしましては、児童福祉司の増員について、これは地方交付税の算定基礎にその人数が盛り込まれているわけでございますので、この増員について努力をいたしてきておりますし、また、親のカウンセリングに当たって非常に専門的な知識、技術が必要である場合もあるということで、地域の精神科の医師にお願いしてカウンセリングができるようなこともやっておりますし、また児童相談所の職員に對しましては児童虐待についての専門性の高い研修なども取り組んでいるところでございます。

また、在宅で処遇を受ける家庭や措置が解除されて子供が戻された家庭も含めまして、この虐待の発生の予防そして再発の防止は地域ぐるみで家庭を支えていかないとけないということがありますので、市町村域における関係機関が連携を図れるようなネットワーク事業ということをやっておりますし、また十四年度の概算要求では、市町村が子ども家庭支援員、これは仮称でございますが、子ども家庭支援員を委嘱いたしまして、その方が個々の家庭を訪問して、深刻な問題は難しいかもしれませんが、軽度な虐待の問題や施設から退所した後の御家庭をきめ細かく訪問して相談に乗ったりというふうなこともやってみたいというところで十四年度の概算要求に盛り込んでいくところでございます。

○衆議院議員(鴨下一郎君) 児童委員の役割について、先生、大変これから重い役割があるんだという話がありました。

現在は特に、児童委員はもう身近に住民の立場に立つて相談役だとか聞き役だとか、それからある意味で親の支え役、こういうような形で活動していくというふうなことでありまして、特に今までは児童委員は不登校だとかなんかが事案として

多かつたんですけれども、ここ急に児童虐待の問題が非常にふえてまいりましたので、先ほど局長からの答弁にもありましたように、これからより一層研修をして、そして地域の中で役割を演じられるようにと、こういうようなことが今回の改正の趣旨でございます。

○西川きよし君 ありがとうございます。

今御答弁いただきました民生委員それから児童委員の方々の仕事の量も高齢化の進展とともに大変ふえてきているわけですが、例えば平成十二年度の大阪市の活動状況を見ましても、相談指導件数は何と二十六万件、これをたつた三千四百人に対応するわけですが、これからは高齢化が進んでいきます。高齢者への相談、支援というものがふえていくと思われ、一方、これだけの児童虐待が社会問題となっているわけですから、そういう中で施設退所後のフォローアップなどの極めて重要な役割も担っていただくことになると思われ、そうした中で、現実の問題をいたしまして民生委員、児童委員を一人の方が兼任をするというところで、これは過重な負担になって当然と思うんですが、またそういった適任者を見出す、見つけ出すということもこれまた難しいと思うんです。

それぞれの地域では大変御苦労されていると思いますが、今回、職務を明確化することは十分に理解をいたしますけれども、これだけ高齢者、児童を取り巻く状況が本場に厳しいわけですから、民生委員、児童委員のあり方についても改めて見直しの検討が大変必要ではないかなと思っておりますけれども、大臣、一言お答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 先ほど議論が出ましたが、民生委員というのは高齢者でありますとか障害者でありますとか、あるいはまた生活保護の問題を引き受けましたり、それからお子さんの問題、児童それから妊産婦の問題等、幅広くおやりにいただいているわけでございます。

それで、先生が御指摘になりますように、それ

それ専門で分けたらどうだという御意見もあるというふうに思いますが、子供さんの場合には、子供だけそこを割り切つて家庭から分離をして考えるというわけにはいきませんで、子供の場合にはどうしても家族全体の中の位置づけと申しますか、家族全体の中でどうなっているかということを考えていかなければなりませんから、やっぱり家族全体を見ながら、その中で子供の問題をどういうふうにするかということを考える立場というものも私は大事だというふうに思っております。

今回、主任児童委員という名前の特別な役割を持った人たちがふやせていただきましたが、その人たちは児童のことを中心にしておやりをいただくとして、そして一般の民生委員の皆さん方は、大変でございますけれども、トータルな家庭、地域の環境の中で子供さんの問題を見ていただくということにいましばらく御専念をいただきたいと、そういうふうに思っております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願い申し上げます。

こうして委員会中에서도本当に助けを求めているような子供さんたちがたくさんいらっしゃると思うんです。本当にまさに燃え盛っているところに消防が行かないようなものですか、どうぞひとつ、少しでもお早目によりしくお願いを申し上げます、よい方向にお願いを申し上げます。

最後にいたします。

保育所の問題について伺いますが、今回の法案審議に当たりまして、連日、僕の部屋にもたくさんの方々が全国から届きます。皆さん方のお部屋にも多分多く寄せられたと思いますけれども、一通だけ御紹介をさせていただきます。保育所が民営化されるといろんな面でお金がかかるという聞いています。おむつかえ一つでも別料金とか、アレルギーなどがあると特別料金とか、子供が好きで働いてお世話くださる先生と違い、安心して子供を預けられなくなるのではという気持ち

にどうしても母親としてなりたします。

やはり、保育所の民営化については多くの不安を抱えていらっしゃる方々がたくさん全国にはいらっしゃると思います。これは僕も事実だと思います。やはり、政策を進めていく上で、特に子供さんが対象になるわけですから、こういう問題に至つては、こうした不安に対して十分な説明と理解、そして親御さんの不安を払拭するということが大変大切ではないかというふうに思います。

これも最後に大臣に答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今朝来、同じような質問がずっと続いてまいりました。保育所入所の待機児童解消に向けて、多様な設置運営主体の参入でありまして、公設民営などの取り組みが今行われているところでございますが、その一方で保育の質の確保ということが最も大きな問題であることは論をまちません。

基本的な保育サービスの質につきましては、設置運営主体のいかんを問わず、児童福祉施設最低基準でありまして、保育所保育指針の遵守を求めているところでございます。また、保育料につきましても市町村が定めることとなっておりまして、設置運営主体のいかんによって異なるものではないでございます。

委員が大変御心配になりますように、そうした私立法によって、公立ではなくて私立の保育所の誕生によつてそうした問題がなおざりになるのではないかと御心配があるわけでございますが、そうしたところにつきましても、市町村はもとよりでございますけれども、県や国といったしましても十分にそこは配慮して、私たちも、市町村あるいはそれを設置してそして実際にやってくれております経営者に対しまして、十分なひとつ説得をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。また、そのことにつきましても十分に住民の皆さんに理解が得られますように、そうした努力もあわせて行っていきますこととお誓い申し上げます。

○西川きよし君 よろしく申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、児童福祉法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、待機児童の解消のために公的責任の強化こそ求められているのに、本法案は国の責任を後退させるものであるからであります。

男性も女性も、仕事と子育てを両立させるために、保育所の待機児童の解消は緊急の課題です。待機児童数は昨年十月時点で五万六千人、最初から入所を希望している潜在的な待機児童は十万人から十五万人と言われております。保育所整備の計画を持たず、保育士配置基準や面積基準は五十年前のまま、保育運営費の予算の比率を後退させてきた政府の責任は明らかです。待機児童解消のため、緊急に政府の責任で保育所整備を進めるとともに、最低基準を改善し、保育所運営費の国の負担率を早急に十分の八に戻すべきです。

ところが、自民、公明、保守の与党三党が提案した本法案は、待機児童の解消を公的責任の強化ではなく、株式会社などの企業にゆだねて安上がりに進めようとするものです。子供を預けたくても預けられないという国民の願いに正面からこたえるためには、政府の責任による保育の整備、改善こそ中心に据えるべきです。

反対の理由の第二は、営利企業の参入により、保育の質の低下が懸念されることです。

これまでも通達により株式会社への業務委託が認められてきましたが、本法案により社会福祉法人以外の民間事業者の参入が一層強力に進められます。さらに、今年度中に関係通達の規制緩和を行い、営利企業の利潤追求を認める検討がされておりますが、このままでは人件費の削減による労働

条件低下や保育の質の低下につながるのは必至です。参入した企業の撤退にどう歯止めをかけるかも明確ではありません。こうした方向は、安心して預けられる保育所という父母の切実な願いに逆行するものであります。

反対する理由の第三は、保育所整備へのPFI方式の導入により、営利企業に公的財産が提供され、公費である運営費が株式配当に回される可能性が生まれることです。

以上、今後の保育所のあり方に重大な変更をもたらす法案であるにもかかわらず、関係者、関係団体の意見を聞く場も設けず、わずか二時間余りの議論では全く不十分です。これでは到底立法府の責任を果たしたとは言えません。

従来から我が党も提案してきた認可外保育所の届け出制や保育士の法定化、児童委員の法定化などは当然必要な改正ですが、同時に認可外施設への財政支援なども欠かせません。全体として、待機児童解消、保育所増設という国民の切実な要求に対する国の責任を棚上げにし、保育を市場原理にゆだね、公的保育制度の解体をもたらす本法案には賛成できないことを申し述べ、反対討論を終わります。

○委員長(阿部正俊君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

児童福祉法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田君。

○柳田君 私は、ただいま可決されました児童福祉法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び無所属の会の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

新井美枝子外三百十七名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三一八号 平成十三年十月二十六日受理
安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に関する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町樋越一〇〇ノ三 関口智恵子外三百十六名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第三一九号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府箕面市如意谷四ノ六ノ五ノ三〇一 片山美由紀外千八百九十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二〇号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 福岡市東区松崎四ノ六ノ一九ノ一〇三 高野智幸外千六百四名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二一号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 佐賀県三養基郡基山町大字小倉一、六七三ノ六二 松岡喜美子外千八百九十九名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二二号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願 請願者 奈良県吉野郡大淀町下淵一、六三三ノ二二〇 伴野敏外千八百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二三号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 広島県尾道市長江二ノ二ノ六 杉原徳蔵外千八百九十九名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二四号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 福岡市東区香椎浜四ノ二ノ二ノ三〇七 城戸学外千八百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二五号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 神戸市北区藤原台南町四ノ二八ノ一ノ五〇三 桜井学外千八百九十九名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二六号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 岡山県玉野市迫間一、二五七ノ三 高島由美外千八百九十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二七号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願
請願者 北九州市小倉南区長尾一ノ七ノ一 九 豊田光義外千五百八十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二八号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府堺市東八田一三ノ五 上 田哲生外千八百九十九名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三二九号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 宮崎市大塚台西三ノ五ノ一三〇 川畑秋男外千八百九十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三〇号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県比企郡小川町五ノ一九ノ九 古賀智徳外千八百九十九名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三一号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町南郷五四二ノ三 村井啓益外千八百九十九名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三二号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

第三三二号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願
請願者 横浜市栄区小菅ヶ谷二ノ二ノ一五 武健次外千八百九十九名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三三号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 三重県名張市富貴ヶ丘二番町二三 九 大島博敏外千八百九十九名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三四号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 広島市西区井口二ノ二二 山口泰 範外千八百九十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三五号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡日吉町日置四、四二五 内野富夫外千八百九十九名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三六号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市若江西新町四ノ九ノ九 浜野琴生外千八百九十九名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三六号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する請願

第三七号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する
請願

請願者 島根県松江市浜乃木六ノ六ノ二
真野敏行外千八百十九名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三三八号 平成十三年十月二十六日受理
医療費に対する国民負担の引上げ反対等に関する
請願

請願者 群馬県高崎市九蔵町九二 佐藤絹
子外千八百十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四八号と同じである。

第三七八号 平成十三年十月二十九日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に
関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 山梨県甲府市北新二ノ二二二社
団法人山梨県視覚障害者福祉協会
会長 花形幹雄
紹介議員 中島 真人君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三七九号 平成十三年十月二十九日受理
十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするた
めの臓器移植法の改正に関する請願

請願者 群馬県前橋市箱田町四六一ノ四
横堀清子外五千二百三十九名
紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第三八〇号 平成十三年十月二十九日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願

請願者 長野県伊那市東春近中組九五八財
団法人日本退職公務員連盟会長
下条進一郎外二千六百五十九名

紹介議員 野沢 太三君

昨年四月から介護保険制度が実施され、また改
正の年金制度が施行された。今後も高齢者医療
制度などの改革が行われ、高齢者の負担が一層高
まることが予想されている。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、公的年金制度については、社会保険方式を堅
持するとともに、基礎年金の国庫負担分を速や
かに二分の一へ引き上げること。

二、高齢者に対する医療保険制度の改革について
は、高齢者に過重な負担とならないよう十分に
配慮すること。

三、介護保険制度については、運用面で多くの問
題が生じていることから、国民の理解と協力が
得られるよう速やかに改善すること。

四、少子化対策については、子育ての環境を改善
するため、社会保障・雇用・教育・住宅等幅広
い分野にわたって積極的に条件を整備するこ
と。

第三八四号 平成十三年十月二十九日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願

請願者 長野県更埴市小島二、八二四 小
林美佐子外千八百三十一名
紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三八五号 平成十三年十月三十日受理
医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する
請願

請願者 兵庫県西宮市美作町五ノ九 安田
譲外三十名
紹介議員 大沢 辰美君

平成九年に患者の窓口負担が引き上げられた影
響で通院を控える人が増加している。また、国民
健康保険料の滞納者が保険証を取り上げられる事
態も起こっている。このような中、政府は、七十
七歳以上の高齢者に対する窓口負担の二倍への

引上げ、健保本人の窓口負担及びその家族の入院
費負担の引上げ、更に医療保険の保険料引上げな
どを検討している。不況と失業が深刻化する中、
更なる負担によって通院を控える患者が増加すれ
ば病気の重症化を招くおそれもあることから、医
療保険に対する国庫負担を増額し、国民の医療費
負担を引き下げることを求められている。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、健保本人、その家族の入院時における三割負
担、大病院通院時における五割負担を行わない
こと。

二、七十歳以上の高齢者の負担を二倍にするなど、高
齢者の負担を引き上げないこと。

三、医療保険の保険料を引き上げないこと。

第三八六号 平成十三年十月三十日受理
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に
関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 島根県松江市西川津町七四八ノ一
〇 藤田豊
紹介議員 景山俊太郎君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三八七号 平成十三年十月三十一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 鳥取市扇町一四 山川武彦
紹介議員 坂野 重信君
政府は食品の安全性を確保するために、食品衛
生法に基づき食品添加物の規制や農薬の残留基準
の設定などを行ってきた。しかし、近年の科学技
術の高度化、食品流通の国際化を背景にO-15
7や狂牛病の発生、ダイオキシンや環境ホルモン
などによる食品の汚染、遺伝子組換え食品の流通
といった食品の安全性にかかわる新たな問題が生
じている。このため、消費者の安心をより確保で
きるものにし、食品の安全性に関する問題に対処で
きるよう、法改正を含めた抜本的な整備・強化が

求められている。また同時に、国民の健康や食品
の安全性の確保などを行政目的として明確にする
必要がある。取り分け、運用過程における国民の
参加、情報公開の制度化、天然添加物を含めた食
品添加物に対する規制、農薬及び動物用医薬品に
対する残留規制や表示基準の在り方については、
これまで以上に国民が安心して生活できるよう検討する必
要がある。さらに、化学物質や新技術に関する研
究及び検査体制の充実も求められている。

ついては、食品の安全と国民の安心を確保する
ための行政措置を拡充するとともに、法改正等の
措置を早期に検討されたい。

第三九一号 平成十三年十一月一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 札幌市白石区川下五条三ノ六ノ一
藤林法子
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九二号 平成十三年十一月一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町中村東堤ノ内
三〇ノ三 原田里美
紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九三号 平成十三年十一月一日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼各務原町一ノ
四ノ一 鈴村京二
紹介議員 大野つや子君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

十一月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第三九五号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第三九六号)(第三九八号)

一、助産婦の名称変更反対及び出産環境の改善に関する請願(第四〇〇号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第四〇二号)

一、労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願(第四〇四号)

一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第四〇五号)

一、国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願(第四〇六号)

一、労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)

一、賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願(第四二八号)

一、開業助産婦の存続に関する請願(第四三〇号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第四三二号)(第四三三二号)

第三九五号 平成十三年十一月二日受理
年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願
請願者 長野県須坂市北横町一、三二一
山石剛外三千四百四十七名
紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第三九六号 平成十三年十一月二日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ一一一
熊倉克典外一名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三九八号 平成十三年十一月六日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 鳥取市岩吉一七五ノ四 秋田忠

紹介議員 常田 享詳君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四〇〇号 平成十三年十一月七日受理

助産婦の名称変更反対及び出産環境の改善に関する請願

請願者 東京都国分寺市東元町二ノ一八ノ四〇ノ二〇三 釘持みな子外百八名

紹介議員 円 より子君

我が国における出産の環境は、助産婦や助産院が十分活用されていないこともあるため、妊産婦にとって満足いく状況とはなっていない。WHO(世界保健機構)においても女性の満足度などを理由として助産婦の活用を勧告していることから、この勧告にのっとり医療の過剰な介入をなくし、助産婦の十分な活用によりハイリスクオリティかつローリスクの出産のケアを実現することが求められている。一方、助産婦の名称が助産師に変更されようとしているが、これは男性助産師の導入につながるものと危惧されている。看護三職(看護婦・保健婦・助産婦)の名称が「師」に統一され、今後「看護師」に一本化することで開業助産婦が減少すれば、女性は病院での出産を余儀なくされるため、助産所や自宅において出産する権利を奪われることになる。

については、出産の環境を改善するため、次の事項について実現を図りたい。

一、WHOの勧告を重視した助産婦の養成・活用を行うこと。

医療の過剰な介入をなくし、妊産婦が安心してきるサポートを安定して受けられるよう、質の高いケアを提供できる助産婦を養成し、活用すること。

二、質の高いケアの向上を目的とした助産婦教育を行うこと。

現在の助産婦教育は、出産への医療の介入を前提としていることから、助産婦本来の技術を基本とした教育を行うことで助産婦教育のレベルアップを可能にすること。

三、経済的にも安心して出産できる環境を整備すること。

医療の過剰な介入をなくし、医療機関においても低コストでの出産を可能にするとともに、救急時においてもできるだけ妊産婦の希望にそった処置が低コストで提供される制度を確立すること。

四、助産婦職の本質的変更につながることから、安易な名称の変更を行わないこと。

助産師に名称を変更することで男性助産婦を導入したり、看護三職の「看護師」への一本化を進めたりすることで妊産婦の選択権を奪わないこと。

第四〇一号 平成十三年十一月七日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町三ノ九ノ九群
馬県生活協同組合連合会会長 佐藤 成一

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四〇二号 平成十三年十一月七日受理

本格的な整備強化に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前二ノ二〇ノ一 一 千々松まゆみ

紹介議員 岩本 司君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四〇四号 平成十三年十一月七日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 北海道旭川市住吉町五条三、五六
三ノ一五一 荒井景子外三百三十八名

紹介議員 井上 美代君

男女とも人間らしく生き、働くことのできる社会を実現するために労働時間の短縮が求められている。しかし、女性に対する時間外・休日・深夜労働の規制が撤廃されたことに伴い、母性や健康の破壊が一層進むとともに、仕事と家庭の両立も困難になっている。このため、時間外・休日・深夜労働における男女共通の上限規制を労働基準法に盛り込む必要がある。また、ILO第百五十六号条約(家族の責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)及び同第百六十五号勧告を踏まえ、家族の責任を有する労働者が仕事と家庭を両立できるよう、育児・介護休業制度の改善が求められている。

一、労働基準法を改正し、すべての労働者を対象として労働時間についての男女共通規制等を設けること。

1 時間外労働の上限は、一日二時間、一週五時間、年間百五十時間以内とすること。深夜・休日労働は、生命や安全等にかかわる職種や緊急の理由から不可避な場合に限定し、原則として禁止とする法的規制を設けること。

2 育児時間を男女の労働者に適用するとともに、期間及び時間を延長すること。

3 妊産婦の深夜労働は請求の有無にかかわらず禁止すること。

二、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律を次のように改正すること。

1 家族の病氣時における短期間の介護、検診、予防注射、保育園・学校行事への参加等、家族的責任を果たすための休暇制度を新設すること。

2 小学校就学前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があった場合は、労働時間を短縮できるようにすること。

3 義務教育終了前の子及び要介護の家族を有する労働者から請求があった場合は、同居家族の有無にかかわらず、時間外・休日・深夜労働を免除すること。

4 介護休業の取得要件を「継続して介護を要する一つの状態につき一回」とするとともに、期間を延長すること。

5 育児・介護休業の取得対象を非常勤やパート等、可能なすべての労働者に拡大すること。

6 育児・介護休業の取得に当たっては、原職復帰、所得保障、代替要員の配置、不利益取扱いの禁止を明記すること。

7 家族的責任を有する労働者の転勤等に当たっては、配慮義務及び本人の同意を明記すること。

第四〇五号 平成十三年十一月七日受理
賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に関する請願

請願者 東京都八王子市松木九ノ五ノ九
草野和子外九千七百五十九名

紹介議員 井上 美代君
女性に対する深夜・時間外労働の規制が撤廃されたものの、男性との賃金格差は是正されていない。そのうえ、女性労働者はパートなどの不安定な雇用に追いやられ、サービス残業などにより長い

時間過密な労働を強いられている。その結果、健康や母性が破壊され、子供や家庭が犠牲となっている。このような中、育児又は介護を行う女性労働者のうち希望する者に適用されている時間外労働の激変緩和措置が来年度見直されることになっているが、ILO（国際労働機構）の調査でも多くの国が一日当たりの時間外労働の上限を定めている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、正規職員やパートタイム労働者における男女間の、また正規職員とパートタイム労働者間における賃金格差を是正すること。

二、違法なサービス残業を根絶すること。

三、子育て中の女性労働者に対する深夜・時間外労働の免除措置を延長すること。育児・介護休業制度を改善すること。

第四〇六号 平成十三年十一月八日受理
国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に関する請願

請願者 埼玉県吉川市三輪野江四七七
瀬茂外三千三百六十八名

紹介議員 富樫 練三君
長引く不況により失業者が三百三十万人を超え、一年以上にわたる完全失業者が八十三万人という厳しい状況となっている。こうした状況が改善されない中、雇用保険においてはリストラによる六十歳以上の離職者に対しても給付額が二十、六十%も減額されている。また、国民健康保険においてはリストラや倒産による失業者の加入が増加するとともに、保険料の滞納・未納者が急増している。一方、介護保険制度においては利用料などの負担増が利用の抑制につながっている。政府は国民の暮らしの支えである社会保障制度の改定を繰り返して、最近の二十年で社会保障給付費の国庫負担分を三十%から二十%へと引き下げていることから、医療の受診などを控える人が増加している。このような中、政府は医療保険制度の抜本

改革を行うおうとしているが、消費税の福祉目的税化などによらず国庫負担率の引上げによる拡充が求められている。

ついては、国民の不安を解消し、負担増を伴うことのない安心できる医療を保障するため、次の事項について実現を図られたい。

一、高齢者の医療費の一部負担増や新たな保険料の徴収を行わないこと。また、健康保険本人の保険料率の引上げや医療費の三割負担などの負担増を行わないこと。

二、医療保険給付の総額抑制や適用範囲の制限を行わず、国民が必要とする医療を保障すること。

三、国民が安心できる医療保険制度を拡充するため、社会保障に対する国庫負担率を元の水準に戻すこと。

第四〇八号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 奈良市南紀寺町二ノ一五五ノ四〇
七 橋本昭浩外八千八百十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四〇九号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都日野市三沢四ノ二ノ七ノ一
二ノ一〇二 岡田章子外八千二百五十六名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一〇号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 北海道北見市三輪五ノ一六 若杉 貴志外八千八百十九名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一一号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区新町一ノ三五五
大前博英外八千八百十九名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一二号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町尾崎一、四四
〇ノ一九 森上虎吉外八千八百十九名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一三号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都昭島市朝日町三ノ六ノ一四
豊田啓子外八千八百十九名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一四号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子台四ノ九ノ一
中田清勝外八千八百十九名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一五号 平成十三年十一月八日受理
労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 北海道北見市三輪五ノ一六 若杉 貴志外八千八百十九名

請願者 青森市油川大浜二四一 神野晃生
外八千百十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 福井県武生市丹生郷町九ノ四八ノ
一 菱川千鶴子外八千百十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一七号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 熊本市島崎一ノ二二ノ二一ノ三〇
三 堀田美紀外八千百十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一八号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 秋田市泉中央二ノ一四ノ六 千葉
あずさ外八千百十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四一九号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町八尾四〇二
ノ八二 福島加代子外八千百十九
名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二〇号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山町大津町三二ノ
一 若林努外八千百十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二二号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市幸町二三ノ一八
ノ三〇二 菅原つや子外八千百十
九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二三号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 愛知県西春日井郡新川町須ヶ口九
九〇 柿内賢治外八千百十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二三号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 広島市安佐南区東原三ノ七ノ九
三宅実外八千百十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二四号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 和歌山市西田井三四六 山崎光信
外八千百十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二五号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 大阪市住之江区西住之江一ノ一〇
ノ一〇ノ一、一〇一 大石康子外
八千百十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二六号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町一、二五九ノ
一一 岩田恵外八千百十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二七号 平成十三年十一月八日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・
介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 群馬県前橋市総社町総社一、〇六
一 久保原るり子外八千百十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第四二八号 平成十三年十一月八日受理

賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に
関する請願

請願者 東京都小平市大沼町二ノ八九四ノ
一五 富田早苗外千三百八十七名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第四〇五号と同じである。

第四三〇号 平成十三年十一月八日受理

開業助産婦の存続に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上ヶ原三番町二ノ一
一 川村敬子外五百五十名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三一号 平成十三年十一月八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一
平井玲子

紹介議員 大橋 巨泉君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第四三三号 平成十三年十一月八日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜
本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都新宿区北山伏町一ノ一一
吉森弘子

紹介議員 浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

平成十三年十一月二十九日印刷

平成十三年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局